

財政再建推進計画

(後期5ヵ年計画)

財政再建団体への転落阻止から
持続可能な財政基盤の確立へ

平成20年2月

加西市

はじめに

平成15年10月に財政再建団体への転落を阻止するため、財政再建推進計画を策定し、全庁あげて歳入の確保と歳出の削減に取り組んでまいりました。その結果、当初の改善目標額を大幅に上回る効果額をあげることができ、平成15年度以降は収支不足を補う基金の取り崩しを行わずに収支均衡を図ることができております。

しかしながら、当初計画策定以降、地方財政を取り巻く環境は大きく変化してきており、平成16年度から地方分権の推進を図るために、自治権限の拡充とともに財源を地方へ移譲する国の三位一体改革が行われました。また、平成19年6月には地方財政健全化法が成立し、早期に財政健全化を図るスキームが設けられ、新たに4つの指標により財政状況を判断するようになりました。本市では、この指標のうち実質公債費比率が平成18年度決算で21.1%と高くなっており、この比率を地方債同意基準の18%未満にすることが後期5ヵ年計画の重点課題になっております。そのため、新規の市債発行を抑制しなければならず、市債を財源とした投資的事業については、引き続き抑制していかなければならない状況にあります。

歳入面では、市税が税源移譲と景気の回復により増加してきておりますが、その一方で、地方交付税が国の三位一体改革やそれに続く歳出・歳入一体改革により年々削減されてきております。また、歳出面においても下水道事業への繰出金の増加や少子高齢化に対応するための扶助費の増加等が見込まれ、後期5ヵ年においても多額の収支不足の発生が予測されます。

したがって、後期5ヵ年では、引き続き職員のコスト意識の醸成と経費節減に努め、限られた財源を有効に活用し、新たな市民ニーズに応えることができるよう、更なる改革改善に取り組んでまいります。

この財政再建推進計画を実行していくにあたり、市民の皆様方に応分の負担やご協力をお願いすることになりますが、将来にわたって安定した行政サービスを継続するとともに、活力あるまちづくりを実現していくため、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成20年2月

加西市長 中川 暢三

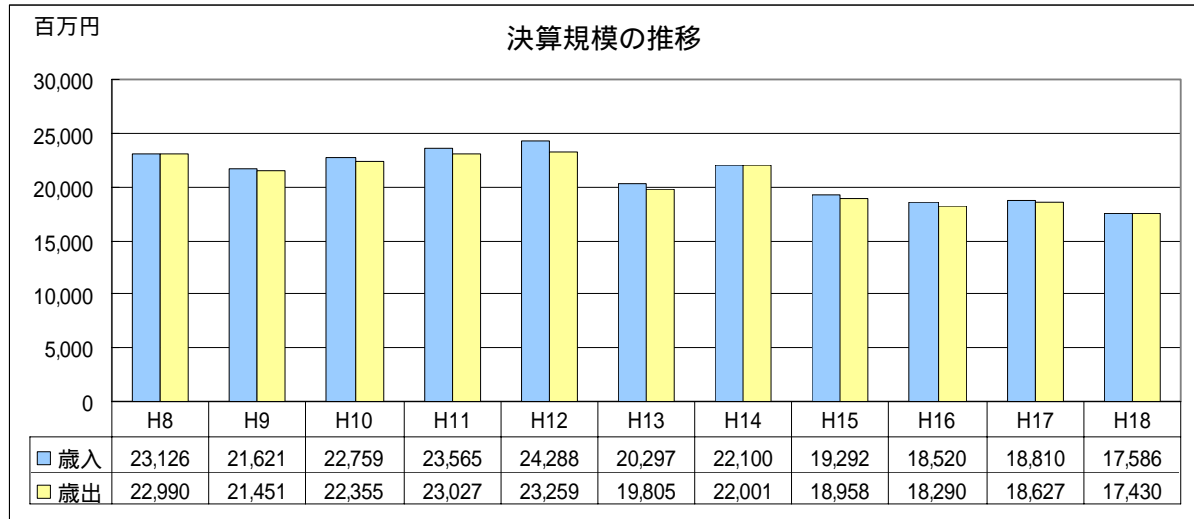
目 次

財政の現状	-----	1
1 決算規模の推移	-----	1
2 主な歳入の状況	-----	1
(1) 市税収入の状況	-----	1
(2) 地方交付税の状況	-----	2
(3) 市債の状況	-----	3
3 主な歳出の状況	-----	4
(1) 義務的経費の状況	-----	4
(2) 投資的経費の状況	-----	5
(3) 繰出金の状況	-----	5
4 基金の状況	-----	6
5 財政構造	-----	7
(1) 財政力指数の推移	-----	7
(2) 経常収支比率の推移	-----	7
(3) 起債制限比率・実質公債費比率の推移	-----	8
財政再建推進計画（前期5ヵ年）の進捗状況	-----	9
1 歳入歳出の比較	-----	9
(1) 歳入の比較	-----	9
(2) 歳出の比較	-----	10
2 主な取り組みの進捗状況	-----	11
(1) 収支の均衡	-----	11
(2) 職員数の削減	-----	12
(3) 市債残高の減少	-----	12
3 改革改善項目の進捗状況	-----	13
(1) 人件費の抑制	-----	13
(2) 給付・助成・補助の見直し	-----	14
(3) 民間委託の推進	-----	14
(4) その他事務事業の見直し	-----	15
(5) 歳入の確保	-----	15
(6) 施設の統廃合等	-----	16
(7) 投資的経費の抑制	-----	16
(8) 行政経営システムの確立	-----	16

今後の見通し	-----	17
1 当初計画策定後の国の動向	-----	17
(1) 三位一体の改革	-----	17
(2) 地方財政健全化法の成立	-----	17
(3) 新地方公会計制度改革	-----	18
2 今後の収支見通し	-----	19
(1) 主な歳入歳出の前提条件	-----	19
(2) 財政収支見通し	-----	20
財政再建推進計画（後期5ヵ年計画）	-----	21
1 後期5ヵ年計画の基本方針	-----	21
(1) 計画の目的	-----	21
(2) 計画期間と位置づけ	-----	21
(3) 基本方針	-----	21
2 後期5ヵ年計画の執行方針	-----	22
(1) 人件費の抑制	-----	22
(2) 事務事業の見直し	-----	24
(3) 歳入の確保	-----	27
(4) 公共施設の統廃合	-----	29
(5) 投資的経費の抑制	-----	29
(6) 公債費の抑制	-----	30
(7) 行政経営システムの確立	-----	31
(8) 公営企業の経営健全化	-----	32
改革改善項目（個別具体的項目）	-----	34
改革改善による効果額と改善後の収支見通し	-----	38
【用語解説】	-----	39

財政の現状

1 決算規模の推移

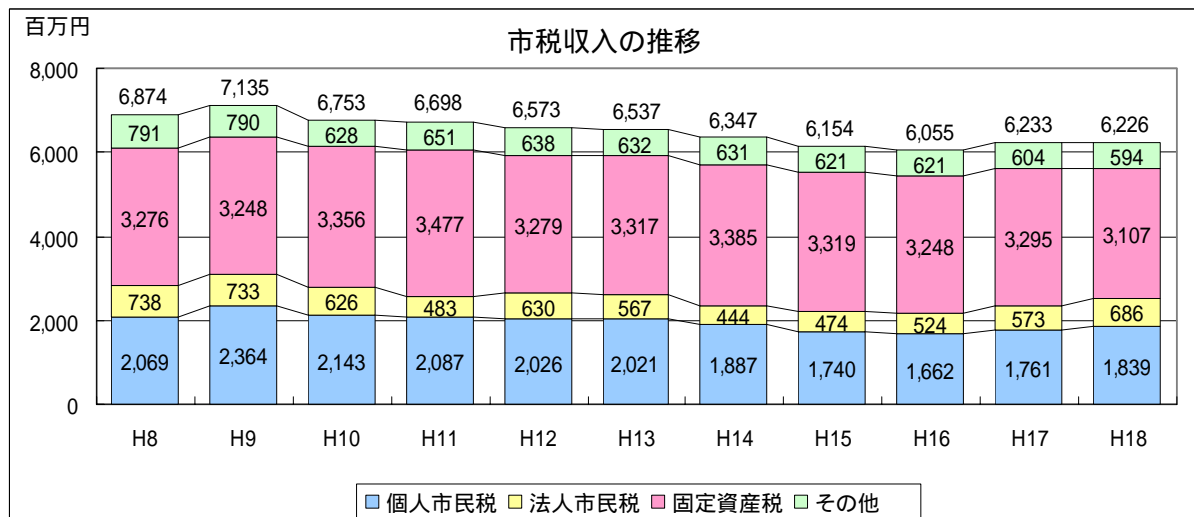


決算規模は、平成14年度に市街地再開発事業費の増大により一時的に増加しましたが、平成12年度をピークに右肩下がり傾向にあり、平成18年度の歳出決算額は約174億円でピーク時から約58億円、25.1%の減となり、平成3年度の決算規模の水準まで縮小しています。

平成15年度に財政再建推進計画を策定し、財政健全化に取り組んできた結果、平成15年度以降平成18年度までは、収支不足を補う基金の取り崩しを行わずに収支均衡を図ることができています。

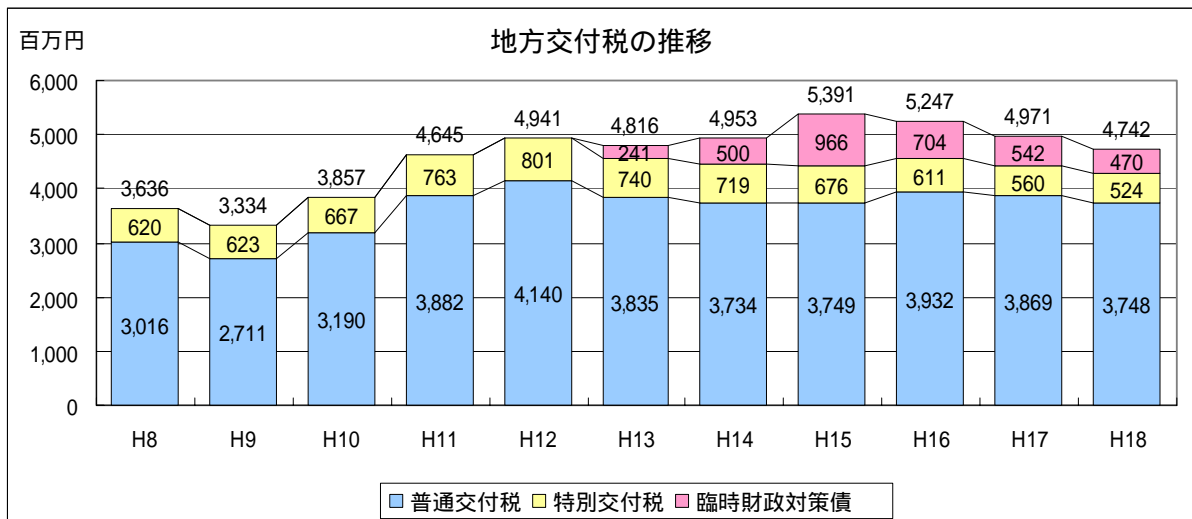
2 主な歳入の状況

(1) 市税収入の状況



市税は、平成 9 年度のピーク以降、景気が悪化するなかで、平成 16 年度までは連続して減少してきました。主に減少した税としては、個人市民税と法人市民税が挙げられます。定率減税の実施による影響や、人口の減少、所得の低迷等により個人市民税は平成 9 年度の約 24 億に比べ平成 18 年度では約 6 億円減少し、約 18 億円となっています。また、法人市民税も景気悪化の影響を受け、平成 9 年度の約 7 億円から平成 14 年度では約 4 億円にまで減少しましたが、平成 15 年度以降は景気のゆるやかな回復により増加傾向になっています。このように、個人・法人市民税はともに、景気動向や国の税制改正によって大きく左右されます。一方、固定資産税では 3 年ごとの評価替えの年度には前年を下回っていますが、変動の幅が少なく安定した財源となっています。

(2) 地方交付税の状況



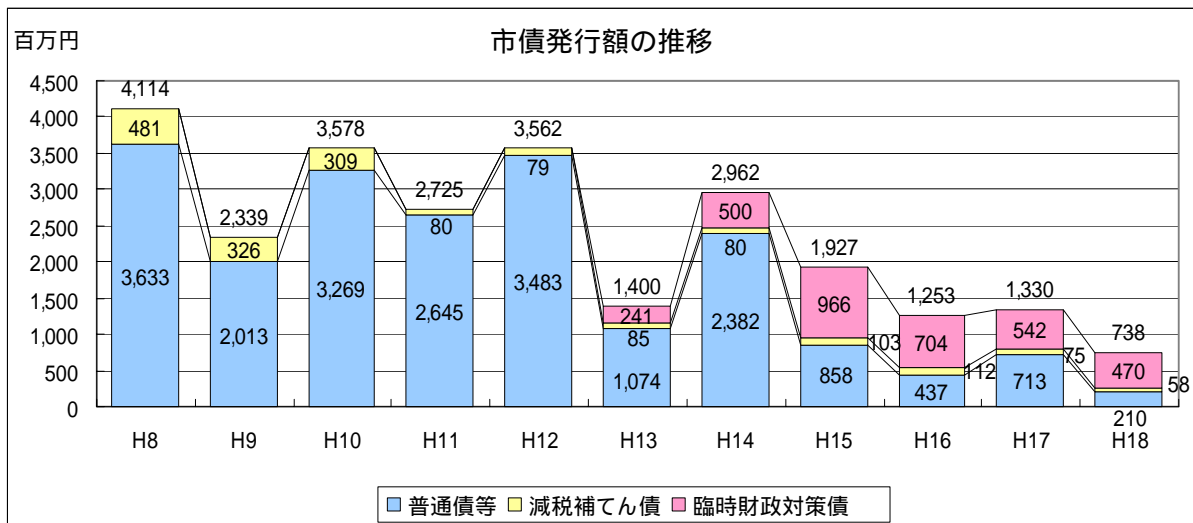
地方交付税は、国の景気浮揚対策として建設事業の事業費や元利償還金への交付税算入措置が講じられ、加西市においても交付税措置のある有利な事業への取り組みを行ってきたため、平成 12 年度までは増加してきました。その後、国の構造改革に伴う交付税の見直しにより、財源不足のうち地方負担分については、臨時財政対策債という特別な地方債に振り替えられました。その結果、平成 13 年度以降、普通交付税は減少しましたが、臨時財政対策債を含めると平成 15 年度までは増加しています。

しかし、平成 16 年度から実施された三位一体の改革により、地方交付税総額が抑制されたため、本来であれば、平成 16 年度以降も下水道事業債の償還が本格化し、基準財政需要額が増加するとともに交付税も増額されるところですが、逆に交付税が減少するという厳しい状況になっています。

(国 : 億円、加西市 : 百万円)

	H15	H16	増減率	H17	増減率	H18	増減率
国の地方交付税総額(臨財債を含む)	239,389	210,766	12.0	201,210	4.5	188,145	6.5
加西市の交付税措置のある公債費等	2,137	2,292	7.3	2,393	4.4	2,458	2.7

(3) 市債の状況



市債は、平成14年度までは市街地再開発事業等の大規模な事業が続き、その財源を多額の市債発行により賄ってきたため、平成14年度末時点では普通会計の市債残高が約221億円、下水道事業等企业会計も含めた市全体では約569億円となり、将来にわたり公債費負担が重くのしかかってくる状況にありました。

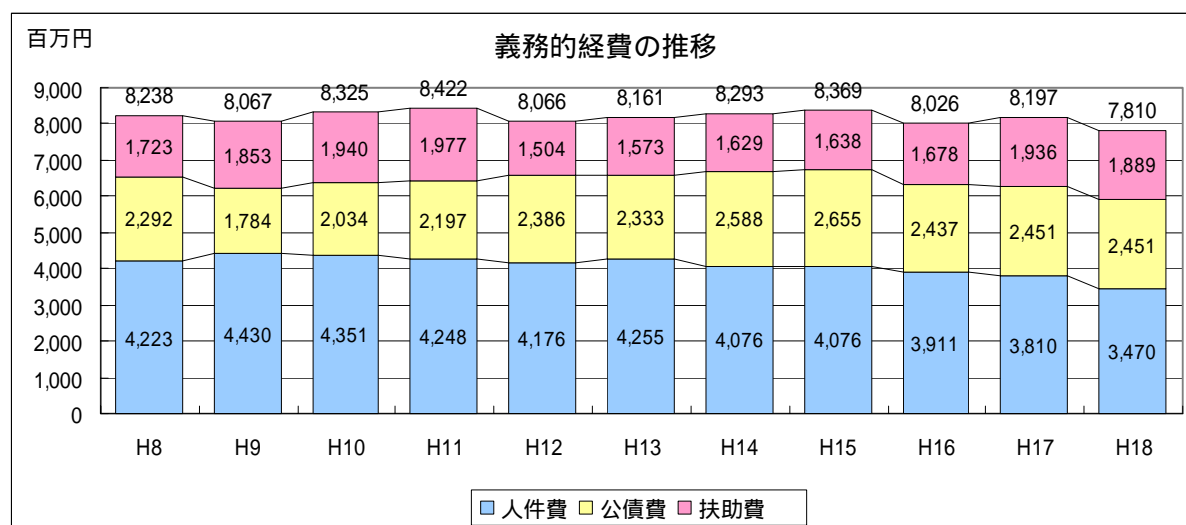
そこで、平成15年度以降は財政再建推進計画に基づき、建設事業に充てる市債に対して発行限度額を設けることにより新規の市債発行を抑制してきました。平成18年度においては、市債発行額は7億円程度になり、臨時財政対策債や減税補てん債を除くと建設事業に充当した市債は約2億円となりました。

また、平成18年度から地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に変更されたのに併せて、従来、起債許可の際に指標として使われてきた起債制限比率に代わって実質公債費比率という指標が新たに導入されました。この実質公債費比率の算出においては、普通会計の公債費だけでなく、公債費に準じるものとして国営土地改良事業負担金や公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金等も含めて計算することとなり、この比率が18%以上になると従来と同様に県の許可を得ないと市債を発行できなくなりました。

加西市はこの実質公債費比率が平成17年度決算(H15～H17年度の3カ年平均)19.0%、平成18年度決算(H16～H18年度の3カ年平均)では21.1%と、地方債同意基準の18%未満を超えているため、起債の許可を受けるためには「公債費負担適正化計画」を策定し、市債の発行を従来にも増して抑制していかなければならない状況にあります。

将来にわたる公債費負担を軽減していくためには、その年度に償還する元金よりも新規に借入れる市債を減らすことにより、市債残高を減らしていく必要があります。平成18年度末の普通会計における市債残高は約194億円であり、平成14年度末と比べると約27億円減少しています。また市全体では約555億円であり、約14億円減少しています。市全体の減少額が普通会計の減少額より少ないのは、病院西館の増改築事業により病院事業会計の市債残高が増加したことによるものです。

3 主な歳出の状況 (1) 義務的経費の状況



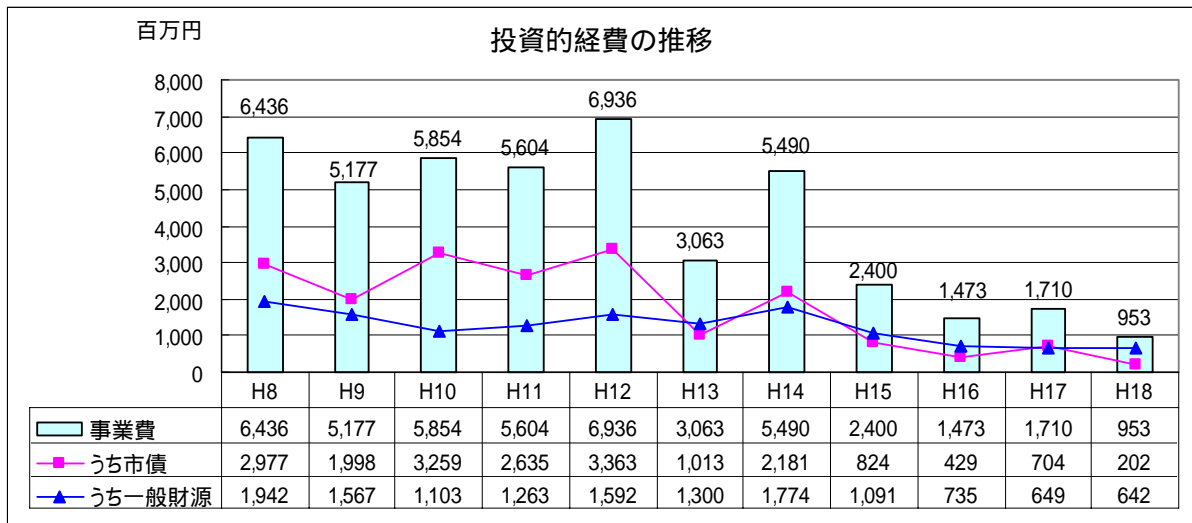
歳出のうち、義務的経費（支出が義務付けられ任意に節減できない経費）が占める割合が高いほど、財政の硬直性が高いということになります。この義務的経費は平成14年度に約83億円であったのが、平成18年度には約78億円と約5億円減少しています。構成比で見ると平成14年度が37.7%であるのに対して、平成18年度は投資的経費を抑制したため、相対的に比率が上がり44.8%となっています。

人件費は、平成14年度に約41億円であったものが平成18年度では約35億円になり、6億円の減少となっています。これは、主に職員数が平成14年度の447名から平成18年度には405名まで42名削減されたことによるものです。また平成18年度に特に減少額が大きいのは、国の給与構造改革による給料表水準の引下げや調整手当の廃止、特殊勤務手当の削減を行ったことによるものです。

公債費は、平成14年度に約26億円であったものが平成18年度では約25億円になり、約1億円の減少となっています。これは平成15年度以降、建設事業に充当する市債の発行額を抑制してきた効果が現れてきたためと考えます。しかしながら、依然として公債費負担は高いため、市債の新規発行を抑制するとともに、平成19年度に新しく創設された公的資金の繰上償還制度を活用し、公債費の縮減を図っていきます。

扶助費は、高齢化の進展等により増加していましたが、平成12年度において介護保険制度が創設されたことに伴い老人福祉費が大きく影響を受け、前年度より約5億円減少しています。しかしながら、その後少子化対策としての延長保育、学童保育等新たなニーズへの対応を図ってきたことから平成18年度は約19億円となり、介護保険創設前の扶助費の額に近づいてきています。

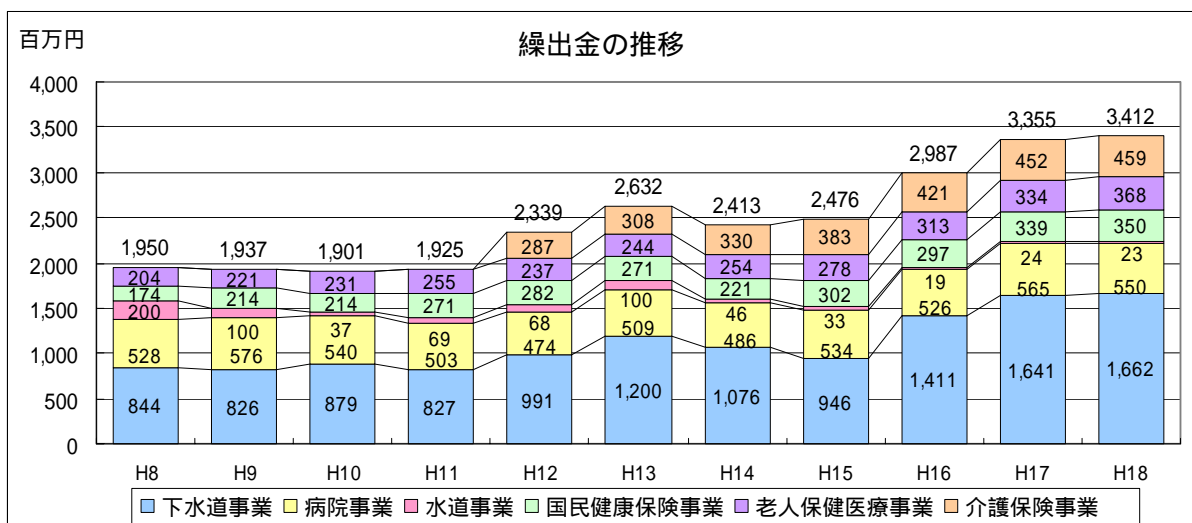
(2) 投資的経費の状況



投資的経費は、バブル崩壊以降景気低迷が続く中で、国の景気浮揚政策の一翼を担うべく地方単独事業を積極的に推進してきた平成12年度頃までは、歳出に占める割合も4分の1程度で推移していました。本市では健康福祉社会館整備（H6～H8）、特別支援学校整備（H7～H9）、消防庁舎整備（H7～H10）、玉丘史跡公園整備（H7～H12）、日吉小学校整備（H9～H10）、加西中学校体育館整備（H9～H11）、市街地再開発事業（H元～H14）、地域交流センター整備（H12～H15）等の大規模な事業を立て続けに実施してきました。これらの事業の財源として多くの市債を発行してきたために、現在その元利償還が大きな財政負担となっています。

平成15年度以降は、財政の健全化を図るために投資的経費を抑制するとともに、建設事業に対する市債依存度を低下させるため、市債発行額を建設事業に充当する一般財源の範囲内とするなどの措置をとっています。

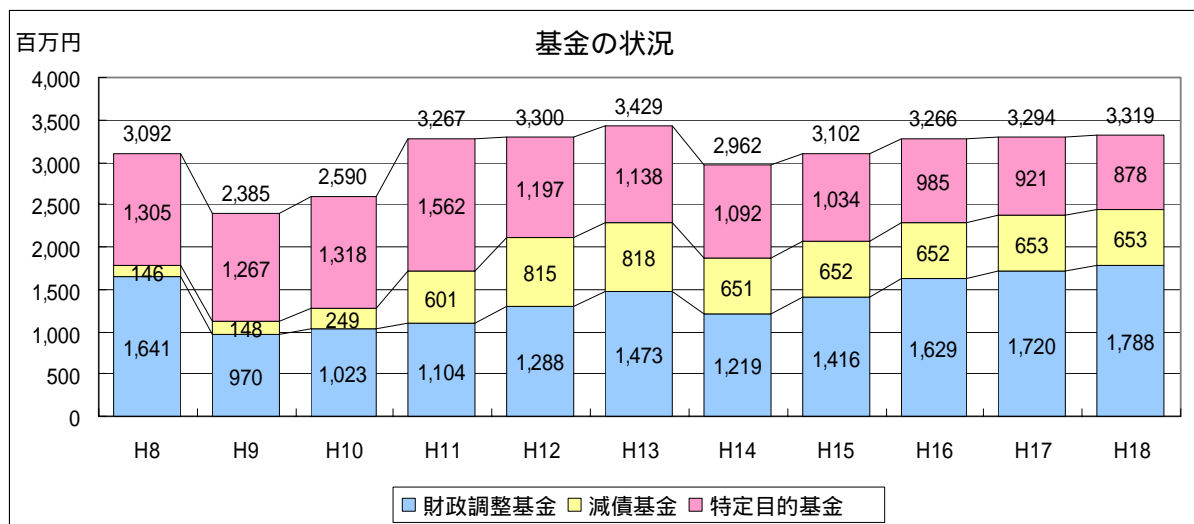
(3) 繰出金の状況



繰出金は、平成11年度まではほとんど増減なく推移してきましたが、平成12年度に介護保険制度が創設されてから、介護保険事業に対する繰出が始まり、年々増加しています。また、高齢化の進展に伴う老人医療費の増大により老人保健医療事業に対する繰出金も増加傾向にあります。

また下水道事業への繰出金は平成16年度から急激に伸びており、平成18年度には約17億円となり、繰出金全体の約半分を占めています。この下水道事業への繰出金のうち約9割が公債費に対するもので、とりわけ平成5年度～15年度に行ったコンプラ整備事業（起債総額約87億円）に対する市債償還が本格化したことが大きく影響しています。下水道事業債の償還がピークを迎える平成24年度までは繰出金も高い水準で推移していくことが予測されます。

4 基金の状況



基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されたもので、普通会計では現在8つの基金がそれぞれの目的に応じて設置されています。そのうち、財政調整基金は各年度間の不均衡を調整するための積立金で、経済不況や災害などの予測しがたい財政負担に備えておくことを目的としたものです。平成9年度には一時的に10億円を下回りましたが、その後の財政健全化の取り組みにより徐々に積立金は増加し、平成18年度末には約18億円になっています。今後も多額の収支不足が見込まれるため、歳入確保や歳出削減を図ることにより基金に頼らない財政運営を行うことが必要となります。

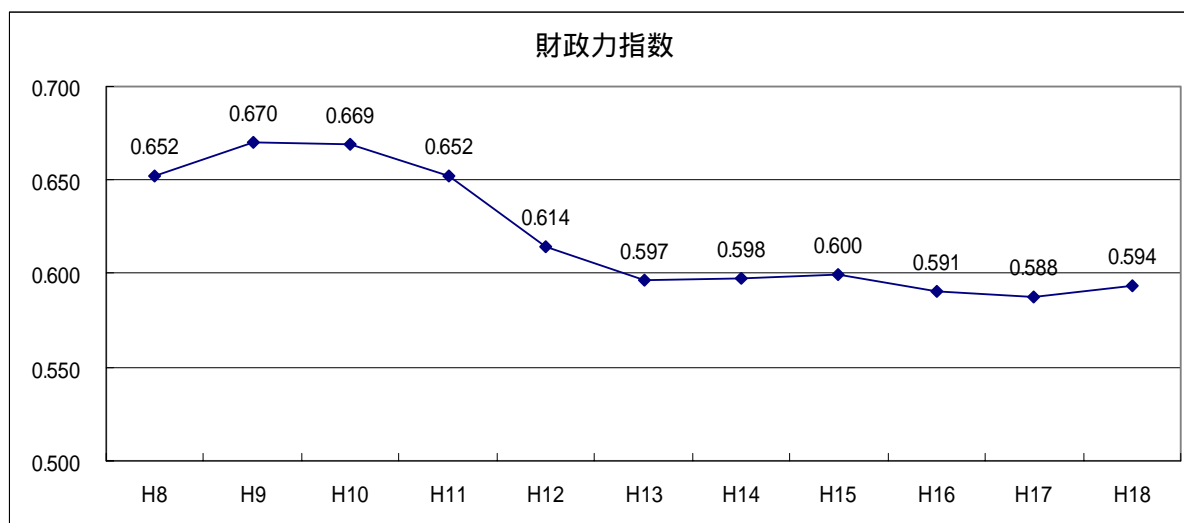
【平成18年度末の特定目的基金の残高】

(単位：百万円)

国営加古川西部土地改良事業費償還基金	125	ふるさと創生基金	535
地域福祉基金	107	人材育成基金	92
鉄道経営対策事業基金	0	文化・スポーツ振興基金	19

5 財政構造

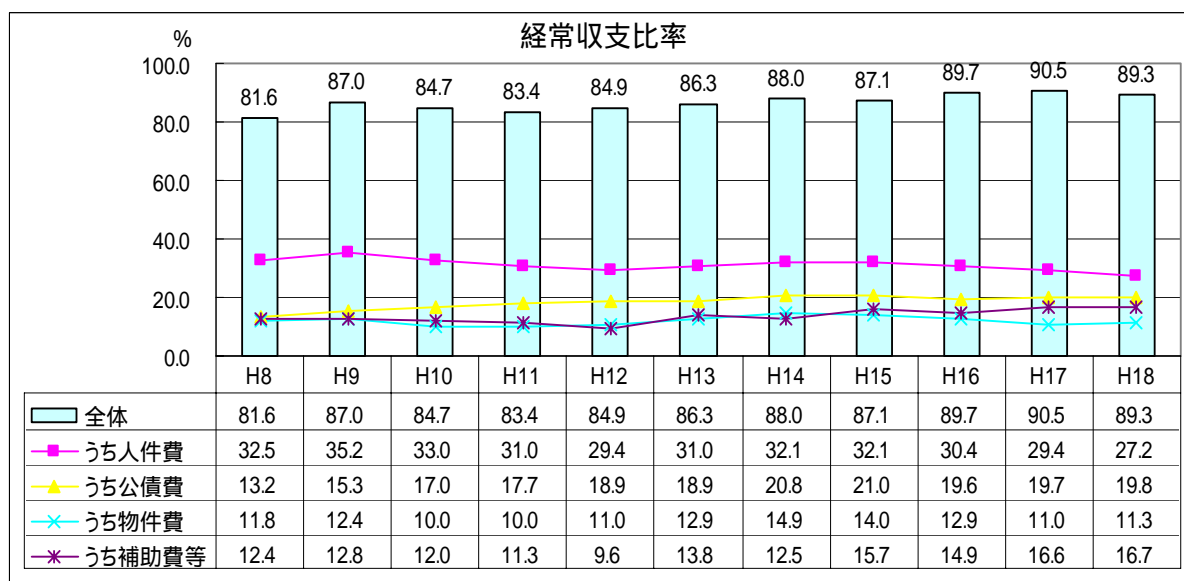
(1) 財政力指数の推移



財政力指数は、普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいい、自治体の財政力を示す指数として用いられています。この指数が「1」を超える場合は、財源に余裕があり、標準的な水準以上の行政サービスを提供できる力があるとされ、「1」未満の場合には、財源不足を補うために普通交付税が交付され、数値が低いほど財政基盤が弱いといえます。

加西市の財政力指数は平成13年度以降、「0.600」前後の数値で推移しています。これは、標準的な行政サービスを提供するための財源として6割程度の収入しか得られない状態であることを示しています。この指数が低下してきた要因としては、景気低迷により市税収入が減少したことが考えられます。

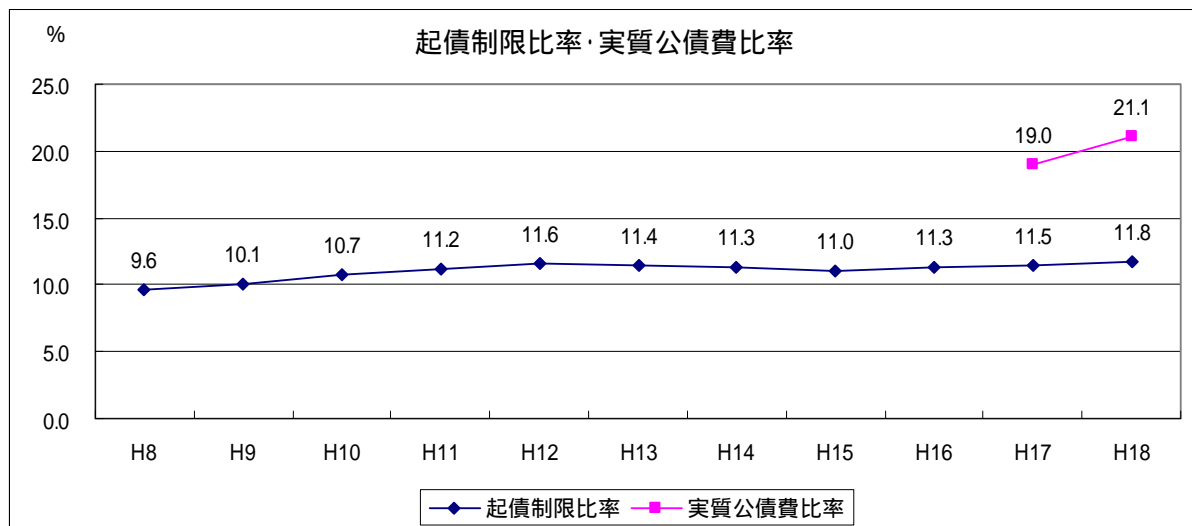
(2) 経常収支比率の推移



経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標で、毎年経常的に支出される経費（人件費、扶助費、公債費等）に、毎年経常的に収入される性質の収入（市税、地方交付税等）がどの程度充当されているかを見るものです。この比率が低いほど財政にゆとりがあり、さまざまな行政需要の変化に対応できることになります。

平成18年度における加西市の経常収支比率は89.3%であり、前年度と比べると人件費の削減により1.2%改善されました。ただ、人件費については、職員数の削減や給料手当の見直しにより減少傾向にあります。その一方で、下水道事業債償還の本格化により補助費等の比率が増加傾向にあります。そのため、今後とも高い水準で推移していくことが予測されますので、歳入に見合った歳出構造に転換していくことが必要となります。

（3）起債制限比率・実質公債費比率の推移



起債制限比率は、普通会計において一般財源のうち市債の元利償還金がどのくらい占めているかを表したもので、これまでは地方債の起債許可を判断する指標として用いられてきました。この数値が、14%以上になると公債費負担適正化計画を策定することを前提に起債を許可され、20%以上になると一般単独事業等の起債が制限されることになっていました。加西市におけるこの比率はあまり変動がなく平成11年度からは11%台を推移しているため、この指標により起債制限を受けることはありませんでした。しかしながら、平成18年度より地方債制度が協議制に移行したことにより、新たに設けられた実質公債費比率が起債許可の指標となり、平成17年度決算では19.0%、平成18年度決算では21.1%と地方債同意基準の18%未満を超えているため、起債申請の際には公債費負担適正化計画を策定した上で、引き続き県の許可を受けることが必要となっています。この実質公債費比率には、国営土地改良事業負担金や下水道事業等への繰出金のうち公債費に準じるものについても算入されるようになったために、他市に比べても高くなっています。特に下水道事業のうちコンプラ事業は起債の償還期間が短いと単年度の償還額が高額になり当該数値を押し上げる要因となっています。

財政再建推進計画(前期5ヵ年)の進捗状況

加西市では、財政再建団体への転落による過大な市民負担や市民サービスの低下を何としても避け、将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めるために、平成15年度から財政再建推進計画のもと、その取組みを進めてきました。ここでは平成15年度から平成19年度までの前期5年間の実施状況を検証します。

1 歳入・歳出の比較

平成15年度の当初計画策定時と前期5ヵ年までの改革改善取組後の歳入・歳出の比較を行いました。

(1) 歳入の比較

(単位：百万円)

歳 入		H15	H16	H17	H18	H19	計
市 税	当初計画	5,880	5,880	5,925	5,925	5,925	29,535
	現計画額	6,154	6,055	6,233	6,226	6,700	31,368
	増 減	274	175	308	301	775	1,833
地方交付税	当初計画	4,410	4,575	4,655	4,735	4,847	23,222
	現計画額	4,425	4,543	4,429	4,272	3,952	21,621
	増 減	15	32	226	463	895	1,601
譲与税・交付金	当初計画	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	5,850
	現計画額	1,249	1,421	1,490	1,663	1,139	6,962
	増 減	79	251	320	493	31	1,112
そ の 他	当初計画	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	5,650
	現計画額	1,286	1,326	1,141	861	781	5,395
	増 減	156	196	11	269	349	255
計	当初計画	12,590	12,755	12,880	12,960	13,072	64,257
	現計画額	13,114	13,345	13,293	13,022	12,572	65,346
	増 減	524	590	413	62	500	1,089

まず、歳入を比較して見ると、総額で約11億円の差が生じています。その内訳について下記により検証します。

市税・・・景気回復による企業収益の増により法人市民税が増えたことや、定率減税の廃止及び税源移譲により個人市民税等が増えたことにより約18億円の増額になっています。

地方交付税・・・国の三位一体改革に伴い、地方財政計画において地方交付税総額が削減されたことによる影響及び税収の伸びに伴い基準財政収入額が増加したことなどにより約16億円の減額となっています。

譲与税・交付金・・・国の三位一体改革に伴う税源移譲の経過措置として所得譲与税が増額になったことにより約11億円の増額になっています。

その他・・・国の三位一体改革に伴い地方財政計画において臨時財政対策債が減額となったために約3億円の減額となっています。

(2) 歳出の比較

(単位：百万円)

歳 出		H15	H16	H17	H18	H19	計
人 件 費	当初計画	3,703	3,731	3,906	4,006	4,026	19,372
	現計画額	3,649	3,687	3,589	3,321	3,302	17,548
	増 減	54	44	317	685	724	1,824
扶 助 費	当初計画	620	628	638	647	657	3,190
	現計画額	615	585	786	816	873	3,675
	増 減	5	43	148	169	216	485
公 債 費	当初計画	2,389	2,381	2,437	2,462	2,562	12,231
	現計画額	2,344	2,368	2,384	2,384	2,460	11,940
	増 減	45	13	53	78	102	291
物 件 費	当初計画	2,005	2,005	2,005	2,005	2,005	10,025
	現計画額	1,638	1,698	1,515	1,467	1,591	7,909
	増 減	367	307	490	538	414	2,116
投資的経費	当初計画	830	800	800	800	800	4,030
	現計画額	1,033	709	562	518	479	3,301
	増 減	203	91	238	282	321	729
下水道事業繰出	当初計画	963	1,361	1,671	1,771	1,892	7,658
	現計画額	945	1,411	1,641	1,662	1,839	7,498
	増 減	18	50	30	109	53	160
病院事業繰出	当初計画	534	546	582	564	552	2,778
	現計画額	534	526	565	550	600	2,775
	増 減	0	20	17	14	48	3
そ の 他	当初計画	1,901	1,896	1,890	1,895	1,901	9,483
	現計画額	2,022	2,131	2,068	2,148	2,164	10,533
	増 減	121	235	178	253	263	1,050
計	当初計画	12,945	13,348	13,929	14,150	14,395	68,767
	現計画額	12,780	13,115	13,110	12,866	13,308	65,179
	増 減	165	233	819	1,284	1,087	3,588

次に、歳出を比較して見ると、総額で約36億円の差が生じています。その内訳について下記により検証します。

人件費・・・退職者不補充による職員数の削減や、人事院勧告に伴う調整手当の廃止等により約18億円の減額となっています。

扶助費・・・児童手当・乳幼児等医療費助成などの少子化対策に要した経費が増加したことにより約5億円の増額となっています。

公債費・・・公債費抑制計画により新規借入を抑制したため約3億円の減額となっています。

物件費・・・事務事業の見直しによる賃金、備品購入費及び委託料等の減により約21億円の減額となっています。

投資的経費・・・財政再建推進計画に基づき投資的事業の圧縮・抑制に努めたため約7億円の減額となっています。

下水道事業繰出金・・・高資本費対策に要する経費の繰出基準の変更により約2億円の減額となっています。

病院事業繰出金・・・平成19年度に病院の経営状況の悪化に伴い増額になりましたが、トータルではほぼ計画どおりとなっています。

その他・・・国保・老健・介護会計への繰出金の増加等により約11億円の増額となっています。

2 主な取り組みの進捗状況

(1) 収支の均衡

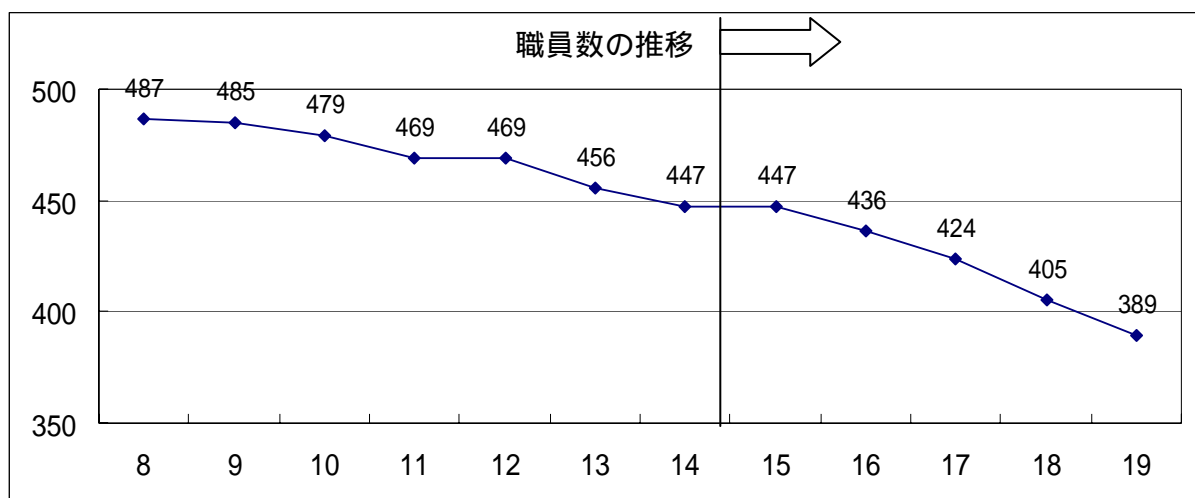
(単位：百万円)

収支		H15	H16	H17	H18	H19	計
当初計画	差引収支	355	593	1,049	1,190	1,323	4,510
	行革改善額	238	454	611	747	680	2,730
	実質収支	117	139	438	443	643	1,780
	累積収支	117	256	694	1,137	1,780	
	基金取崩額	117	139	438	443	643	1,780
現計画額	差引収支	334	230	183	156	736	167
	行革改善額	(328)	(737)	(1,014)	(1,370)	(1,315)	4,764
	実質収支	334	230	183	156	736	167
	累積収支	334	564	747	903	167	
	基金取崩額	0	0	0	0	736	736
差引増減額	差引収支	689	823	1,232	1,346	587	4,677
	行革改善額	90	283	403	623	635	2,034
	実質収支	451	369	621	599	93	1,947
	累積収支	451	820	1,441	2,040	1,947	
	基金取崩額	117	139	438	443	93	1,044

平成19年度までの前期5ヵ年の取組状況としましては、職員数の削減をはじめとした人件費の抑制及び建設事業にかかる一般財源枠を8億円以下とする投資的経費の抑制を重点的に、計画のローリングのなかで毎年度改善項目を追加しながら、312項目に取り組んできました。その結果、目標を約20億円上回る約48億円の実効果額を見込んでおります。

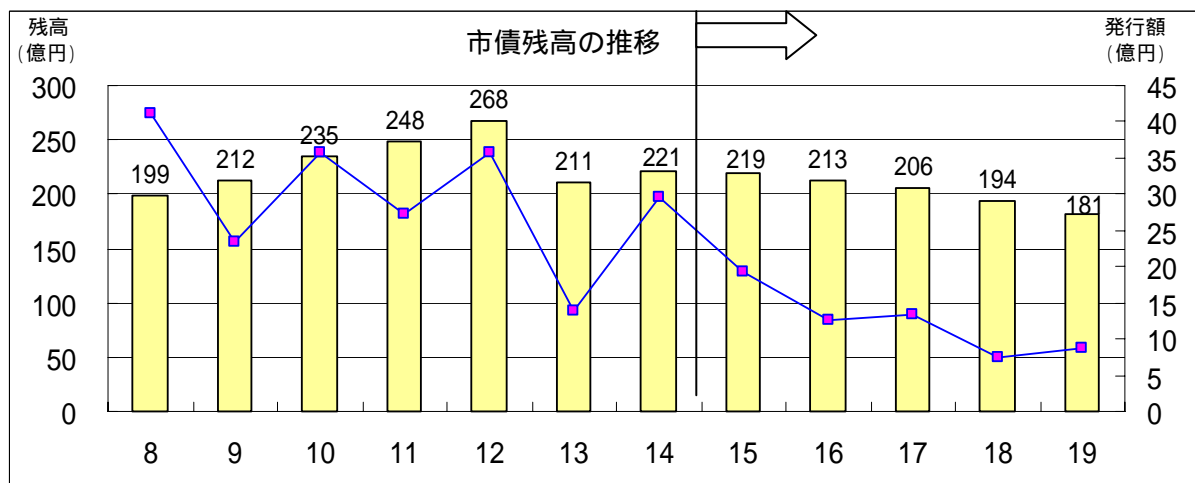
また、当初見込まれた前期5ヵ年の収支不足額約45億円は、平成19年度決算見込みでは約2億円の黒字になる見込みであり、着実にその取組の成果が表れているものと考えられます。

(2) 職員数の削減



職員数の削減については、退職者不補充及び新規採用者抑制により、平成15年度から平成19年度までに58人(389 - 447)の削減を図っています。平成24年度までの10年間の削減目標(57人)を前期5年間で上回る削減を実施してきました。

(3) 市債残高の減少



市債残高については、建設事業にかかる一般財源枠を8億円以下とする投資的経費の抑制と合わせて、当該事業にかかる新規借入を5億円以下とする公債費抑制計画により、40億円（181 - 221）が減少する見込みとなっています。

3 改革改善項目の進捗状況

(1) 人件費の抑制

(単位：百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	計(15~19)
目標効果額	79	192	183	190	219	863
実効果額	109	262	403	695	692	2,161
差引	30	70	220	505	473	1,298

人件費の抑制については、当初計画において前期5年間で19人の職員数の削減を目標としていましたが、退職者不補充等により58人の削減を実施したこと、さらに下記の項目について削減に取り組んできた結果、前期5年間で約22億円の改善効果をあげ、当初計画と比較して約13億円の効果額の増を見込んでいます。

【前期5年間の職員数の増減】

	H15	H16	H17	H18	H19	計(15~19)
退職者	12	23	19	28	23	105
採用、会計間異動	12	12	7	9	7	47
差引	0	11	12	19	16	58
累計	0	11	23	42	58	
4月1日現在の職員数	447	436	424	405	389	

【前期5年間ででの主な削減項目】

(実施年度)

(累積効果額)

・管理職の期末手当の3%カット	H15年度～	15百万円
・議員定数の削減(22人→20人)	H15年度～	71百万円
・管理職手当の2%カット	H15年度～	27百万円
・議員報酬改定(2%)	H16年度～	11百万円
・特別職報酬改定(4%)	H16年度～	8百万円
・調整手当(6%→5%)	H16年度～	48百万円
・互助会負担金率の改正	H17年度～	62百万円
・収入役の廃止	H17年度～	33百万円
・特別職報酬カット	H17年度～	30百万円
・調整手当廃止(5%→0%)	H18年度～	231百万円
・特殊勤務手当の削減	H18年度～	29百万円
・議員定数の削減(20人→18人)	H19年度～	12百万円

(2) 給付・助成・補助の見直し

(単位：百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	計(15～19)
目標効果額	17	57	59	61	62	256
実効果額	26	66	75	106	116	389
差引	9	9	16	45	54	133

給付・助成・補助の見直しについては、各種団体への補助金、負担金、委託料の廃止、削減など128項目の事務改善に取り組んできた結果、当初目標額に比べて約1億円増の約4億円の効果額を見込んでいます。平成15年度において、69項目の補助金等について10%の削減を行い、その後も「補助金交付基準」を作成し、補助意義の希薄化、市民の福祉向上の観点から厳しく見直しを行ってきました。また、一度補助金を交付することになると既得権化する傾向があることから、新たに補助制度を設けるときには「スクラップ&ビルドの原則」を踏まえるとともに、終期の設定を行うこととしました。

(3) 民間委託の推進

(単位：百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	計(15～19)
目標効果額	0	0	0	0	0	0
実効果額	0	0	0	6	19	25
差引	0	0	0	6	19	25

民間委託の推進については、民間において提供されているサービス及び代行できる業務は、行政関与の必要性、市場原理の視点から見直し、民間委託を進めてきました。具体的には効率化を図るという観点から、平成18年度よりゴミ収集を一部民間委託し、平成19年度からは委託範囲を拡大して実施してきた結果、25百万円の効果額を見込んでいます。

また、「官から民へ」という規制緩和の潮流の中で、平成15年9月の地方自治法の改正により、公の施設の管理を民間企業やNPOなどが行える指定管理者制度が導入されました。本市においても平成19年度より市民会館等6つの施設について、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウや民間活力を活用することによって、行政サービスの質的向上と行政コストの削減を図っています。

【指定管理者制度を導入した施設】

- | | |
|----------|-----------------|
| ・市民会館 | ・丸山公園等の都市公園 |
| ・健康福祉会館 | ・玉丘史跡公園 |
| ・古法華自然公園 | ・体育施設、ランドマーク展望台 |

(4) その他事務事業の見直し

(単位：百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	計(15～19)
目標効果額	84	146	181	153	161	725
実効果額	94	196	182	189	106	767
差引	10	50	1	36	55	42

事務事業については、限られた財源の中で、真にサービスを必要としている人に必要なサービスを提供できるように、原点に立ち返り、効果のあがらないもの、実績を伴わないもの、事業開始当初の目的を達成したものについては、原則廃止、縮小の方向で検討を行い、市民ニーズに適合した施策への転換を図ってきました。前期5年間では160項目について事務改善に取り組んできた結果、当初目標額を達成できる見込みとなっています。目標効果額に対する改善効果額の伸びが少ない理由については、業務改善や組織のスリム化を行ったうえで、職員の退職に伴う人員不足分に、臨時職員を充てたことによるマイナス効果分が生じたためです。

また、平成18年度には、加西市が直面している課題を積み上げ、その具体的な解決策と将来への展望を示す「改革マニフェスト」を作成し、現在70項目について、単独検討会や組織を越えたワーキンググループを開催し、それぞれの課題に対して具体的な取り組みを進めているところです。その一つの「コストダウン・収入アップ運動による財政再建強化」においては、電気料金の削減、公用車の削減及び売却、燃料費の削減を新たな改善項目に追加し、経費の削減に取り組んでいます。

(5) 歳入の確保

(単位：百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	計(15～19)
目標効果額	58	59	131	273	168	689
実効果額	99	122	111	88	52	472
差引	41	63	20	185	116	217

財源の確保については、目標効果額を約2億円下回る見込みになっています。これは消防署跡地の売却ができなかったこと及び受益者負担の適正化において公共料金の改定を見送ったことにより効果額がマイナスとなったためです。一方、市税の収納率の向上では、夜間電話催告、夜間訪問徴収を実施し、少額滞納者対策として徴収専門員を配置、また悪質滞納者には差押え等により徴収強化を図りました。

【市税の徴収率の推移】

(単位：%)

	H14	H15	H16	H17	H18
現年課税分	97.9	98.4	98.2	98.5	98.6
滞納分	16.8	36.1	18.2	19.4	17.5
合計	92.1	93.6	93.2	93.4	93.4

(6) 施設の統廃合等

(単位 : 百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	計(15~19)
目標効果額	0	0	57	70	70	197
実効果額	0	0	5	4	9	18
差引	0	0	52	66	61	179

施設の統廃合については、目標効果額を約 2 億円下回る見込みになっています。これは保育所、幼稚園の統廃合が進まなかったことに起因しています。施設の統廃合については、少子化に伴い児童数が減少していくなかで、私立の施設も含め、現在の公立の保育所、幼稚園、小学校の数が、教育施設として適正な規模かどうかを審議・検討していかなければなりません。また、公共施設の老朽化が進んでおり建替、改修にあたっては、将来にわたってその必要性を慎重に審議し、存廃を判断していかなければなりません。

(7) 投資的経費の抑制

(単位 : 百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	計(15~19)
目標効果額	0	0	0	0	0	0
実効果額	0	91	238	282	321	932
差引	0	91	238	282	321	932

投資的経費の抑制については、当初計画のなかで、普通建設事業に充当する一般財源の枠を 8 億円以内に設定し、事業の見直し・延伸・休止等を行ってきた結果、約 9 億円の効果額が見込めるようになっていきます。今後、教育施設の耐震補強や改築等、機能更新の時期を迎えるにあたり、事業の重点化を図りながら、引き続き投資的経費については抑制していかなければならない状況にあります。

(8) 行政経営システムの確立

市民参画機運の盛り上がりやグローバル化の進展など社会経済環境が大きく変化していくなかで、その変化に対応していくための新しい行政経営システムの構築が必要となります。加西市においては平成 15 年度に行政評価制度を導入し、事務事業を対象に行政評価を実施しました。この行政評価は、行政の活動を一定の基準により評価し、既存事業の効率化、整理合理化、廃止及び事業費の削減並びに、現時点における行政ニーズを明らかにすることにより新規事務事業を創設するなど、評価結果を基に事業の効率的な運営と資源配分のバランスを図ろうとするものです。

また、行政への市民参加を図るため、市の基本的な政策等を決定する過程において、立案の段階から目的、趣旨等を公表し、広く市民から意見を求めるパブリックコメントを平成 15 年度から実施しています。

今後の見通し

1 当初計画策定後の国の動向

平成15年10月に財政再建推進計画を策定しましたが、それ以降三位一体の改革等、地方財政を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

(1) 三位一体の改革

「官から民へ」、「国から地方へ」の考えの下、地方の権限と責任を拡大し、自主・自立を基本とした地方分権型の地域社会への転換を目的に、平成16年度より、「国から地方への税源移譲」、「国庫補助負担金の削減」、「地方交付税の見直し」を行う三位一体の改革がおこなわれました。その結果、国レベルでは、国庫補助負担金が約4.7兆円の削減、税源移譲が約3兆円、地方交付税が約5.1兆円の削減が行われました。

本市では、公立保育所運営費負担金、児童扶養手当負担金、児童手当負担金、農業共済事業事務費負担金等の削減により平成16～18年度の3年間で約3億円の国庫補助負担金が削減されています。その一方で、約5億円の税源移譲が行われましたが、臨時財政対策債を含めた地方交付税で約3億円の削減となり、この三位一体の改革の影響額としては約1億円の歳入減となっています。

(2) 地方財政健全化法の成立

平成18年6月に夕張市が財政破綻してから、地方財政に対する危機意識が高まるなかで、平成18年12月に「新しい地方財政再生制度研究会」の報告書が発表され、その報告を踏まえるかたちで、翌平成19年6月に地方財政健全化法が成立しました。

この法律が成立するまでは、昭和30年に制定された地方財政再建促進特別措置法の規定を準用しながら財政再建を行うしくみになっていました。従来の制度では、財政情報の開示や財政指標の正確性を担保する手段が不十分であり、再建団体の指定の基準しかないため早期に是正を促していく機能がなく、事態が深刻化してしまうことや、普通会計の実質収支比率というフローの指標のみを再建団体の基準に使っているために、ストックベースの財政状況に問題がある団体が対象にならないなどの課題がありました。

そこで、財政状況が深刻化しない段階で早期に健全化を図るために、次の4つの指標を用いて財政状況を判断することになりました。

実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率）

実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

この4つの指標については、財政状況が健全な段階から毎年公表することが義務付けられています。この指標が一定程度悪化すれば、自主的な改善努力が義務づけられる「財政の早期健全化の段階」に移行し、さらに財政状況が悪化した場合には、国等が関与し財政の再生を図る「財政の再生の段階」に移行することになります。また、従来の制度では、普通会計の赤字のみを再建団体の基準にしていたが、今回の指標では、公営事業会計、一部事務組合、地方公社、第3セクターも含めて算出されるため、自治体が関係する会計全体で財政状況を判断することとなります。この制度は平成20年度決算から適用されますが、4つの指標の公表は平成19年度決算から行われるため、健全化に向けた早急な取り組みが必要となっています。

（3）新地方公会計制度改革

夕張市の財政破綻を契機に、各地で公会計制度の見直し機運が高まっており、財政情報をわかりやすく市民に公表することが求められています。

「地方行革新指針」では、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用、複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を連結ベースで作成することを求めており、また、平成18年5月に総務省の新地方公会計制度研究会がまとめた報告書では、地方公共団体の財務書類の作成において「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の二つの方式が示されました。

現在、加西市で作成している総務省方式のバランスシートは、決算統計を組み替えたもので、うち有形固定資産では決算統計の普通建設事業費を積み上げた金額を取得価額とみなしていることや、資産の売却や除却が反映できないこと、また、個別の資産台帳が整備されていないため、貸借対照表と連動した個別の資産管理が困難なことなどの課題がありました。

今回、新たに示された「基準モデル」では、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成することを前提としており、固定資産の評価については、開始貸借対照表作成時にすべての固定資産を公正価値により評価する必要があります。それに対して、「総務省方式改訂モデル」では既存の決算統計情報を活用して作成することが認められており、売却可能資産のみについて時価評価を行い、それ以外の資産については過去の建設事業費の積み上げにより算定するため、段階的に固定資産情報を整備していくことが可能となります。ただ、いずれの作成方法を選択しても、財務情報をわかりやすく市民に開示し、チェック機能の強化を図ることが目的であり、地方分権化の推進に役立てる有効な手段とする必要があります。

2 今後の収支見通し

平成18年度決算及び平成20年度一般会計予算を基礎として、現行制度を基本に一定の前提条件のもと、平成24年度までの収支見通しを一般財源ベースで推計しました。

なお、投資的事業については、厳しい財政状況を踏まえ施設の維持及び行政活動に最低限必要と見込まれるものに限定し、充当する一般財源を7億円以下としました。同じく公債費についても、公債費負担適正化計画に基づき投資的事業に充当する市債の発行を4億円以下として積算をしています。

(1) 主な歳入歳出の前提条件

歳入(平成20年度予算をベースに算出した)

- (ア) 市税・・・平成20年度予算をベースに、以後の伸率を0%とした。
(税源移譲が平成19年度で終了するため)
- (イ) 地方交付税・・・普通交付税の平成20年度は、地方再生対策費を加味し、伸率を2.4%とし、それ以降は交付税算入される公債費、事業費補正は新発債を加味し積み上げとし、残りの部分は伸率0%とした。
特別交付税の平成20年度は伸率を1.4%とし、それ以降の伸率を0%とした。
- (ウ) 地方譲与税等・・・平成20年度予算をベースに、以後の伸び率を0%とした。
- (エ) その他・・・臨時財政対策債の平成20年度は伸率を6.3%とし、それ以降は据置とし、その他経常的な収入を計上した。

歳出(平成18年度決算をベースに算出した)

- (ア) 人件費・・・定期昇給1.0~1.6%(給与構造改革実施により年度ごとに逡増)ベア0%、共済組合負担金・退職手当組合負担金の増を考慮し算出した。
- (イ) 扶助費・・・伸率を1.0%で算出した。
- (ウ) 公債費・・・公債費負担適正化計画に基づき建設事業に係る起債を4億円として既発行分の償還額に加算した。
- (エ) 投資的経費・・・7億円を上限とした。
- (オ) その他・・・物件費と維持補修費は据置とし、特別会計への繰出金は医療費等の伸びを考慮して算出した。補助費等は国営土地改良事業負担金の減少を反映し、それ以外は据置、企業会計への補助金は各会計の公営企業経営健全化計画上の収支見通しにより算出した。

(2) 財政収支見通し

(単位:百万円)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計(20~24)
歳入	市税	6,226	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	33,500
	地方交付税	4,272	3,952	4,042	3,948	3,895	3,914	3,943	19,742
	譲与税・交付金	1,663	1,139	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	5,650
	その他	861	781	568	568	568	568	568	2,840
	計	13,022	12,572	12,440	12,346	12,293	12,312	12,341	61,732
歳出	人件費	3,321	3,302	3,397	3,465	3,543	3,622	3,674	17,701
	扶助費	816	873	882	891	900	909	918	4,500
	公債費	2,384	2,460	2,408	2,223	2,075	2,012	1,961	10,679
	物件費	1,467	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591	7,955
	投資的経費	518	479	700	700	700	700	700	3,500
	下水道事業繰出	1,662	1,839	1,847	1,758	1,770	1,653	1,644	8,672
	病院事業繰出	550	600	600	600	600	600	600	3,000
	その他	2,148	2,164	2,146	2,134	2,100	2,051	1,931	10,362
	計	12,866	13,308	13,571	13,362	13,279	13,138	13,019	66,369
差引収支		156	736	1,131	1,016	986	826	678	
累積収支				1,131	2,147	3,133	3,959	4,637	

財政再建推進計画(後期5ヵ年計画)

1 後期5ヵ年計画の基本方針

(1) 計画の目的

全国に誇れる魅力あるまちづくり実現のため、歳入規模に見合った財政構造への転換を図り、変化し続ける社会経済情勢の中で将来にわたり安定した市民サービスの提供を図っていくための、持続可能な財政基盤づくりを目指します。

(2) 計画期間と位置付け

後期5ヵ年計画は平成20年度から平成24年度までの期間とします。

当初計画は平成15年度から平成24年度までの10ヵ年計画であり、計画に係る基本的事項については、後期計画に引き継ぐものとします。

また、この計画を第6次行政経営改革大綱の実施計画として位置付け、集中改革プラン(平成17年度策定)及び改革マニフェスト(平成18年度策定)と連動させ、財政再建を推し進めていきます。

(3) 基本方針

『持続可能な財政基盤の確立を目指し

更なる改革・改善への取り組み強化』

平成15年10月の財政再建推進計画策定以降、全庁あげて歳出削減、歳入確保に取り組んできた結果、当初計画策定時の目標効果額を大きく上回る改善額を上げることができました。しかしながら、当初計画策定以降、国の三位一体改革やそれに続く歳出・歳入一体改革により、歳入面では地方交付税が毎年削減されてきており、また、歳出面においても平成24年度のピークまで下水道事業債の償還が増加していくことや、少子高齢化に対応するための扶助費の増加等が考えられ、今後も引き続き厳しい財政状況が続いていくことが予測されます。

市民への安定した行政サービスを継続するとともに、活力あるまちづくりを実現していくためには、歳入に見合った歳出を基本に、持続可能な財政基盤を確立していくことが必要となります。後期5ヵ年では、引き続き職員のコスト意識の醸成を図る中で常に経費の削減に努め、限られた財源を有効に活用し、質の高いサービスを低コストでタイムリーに提供できるよう、さらに改革改善への取り組みを強化していきます。

2 後期5カ年計画の執行方針

(1) 人件費の抑制

定員管理・給与の適正化

市行政を遂行するための職員数は、市の総合計画などの指針・方針、予算などに基づく事業計画及び国・県の政策により市において実施する業務並びに職員の人材育成、再任用制度、業務のアウトソーシングなどの人事管理制度が密接に関連して成り立っており、それらと緊密に連携を図りながら総合的に定員を管理する必要があります。

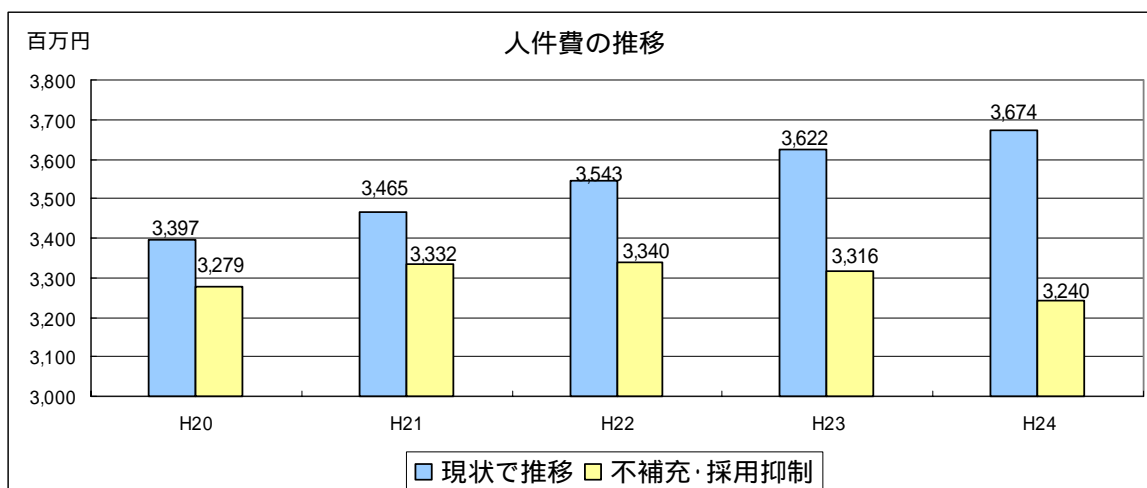
現在の厳しい財政状況においては必要度、重要度のより高い事業に職員を重点的に配置することにより、市民サービスを維持しつつ市行政の効果的な経営の実現を図ります。

前期5カ年においては、行政サービスの水準を維持しつつ、退職者の一部不補充の原則に従い採用を抑制することで、職員数の削減等による人件費の抑制に努めてきた結果、当初10カ年での人員削減計画(57人削減)を前期5カ年で達成することができました。

しかしながら、財政状況の低迷が続くなか、国をはじめ公共サービスを提供する全ての団体において、更なる行政の効率化が要請されており、国の地方行革指針においても定員の削減などの人件費の抑制が求められており、後期5カ年計画においても、引き続き市民サービスの維持・向上のため、効率的で小さな行政を目指し努力していきます。

【職員数の増減予定(後期5年間)】

	H20	H21	H22	H23	H24	計(20~24)
退職者予定者(60歳)	16	5	7	12	15	55
採用、会計間異動	14	4	1	7	7	33
差引	2	1	6	5	8	22
累計	2	3	9	14	22	
4月1日現在の職員数	387	386	380	375	367	



職員数の削減

退職者に対する職員の新規採用を継続して抑制することにより職員数を削減します。前期5ヵ年では、当初19人の削減を計画していましたが、早期退職者の増等により58人の減となり、目標を大幅に上回る結果となりました。

後期5ヵ年計画では、引き続き退職者の一部不補充と、職種にとられない人員配置等により、22人の職員を削減することを目標とし、計画全体で合計80人の職員数の削減を目指します。

給与・勤務条件の見直し

国・県・民間等の状況を踏まえ、職員の給与・勤務条件を適宜見直すことで、更なる給与・勤務条件の適正化を図ります。

施設の統廃合、民間委託の推進

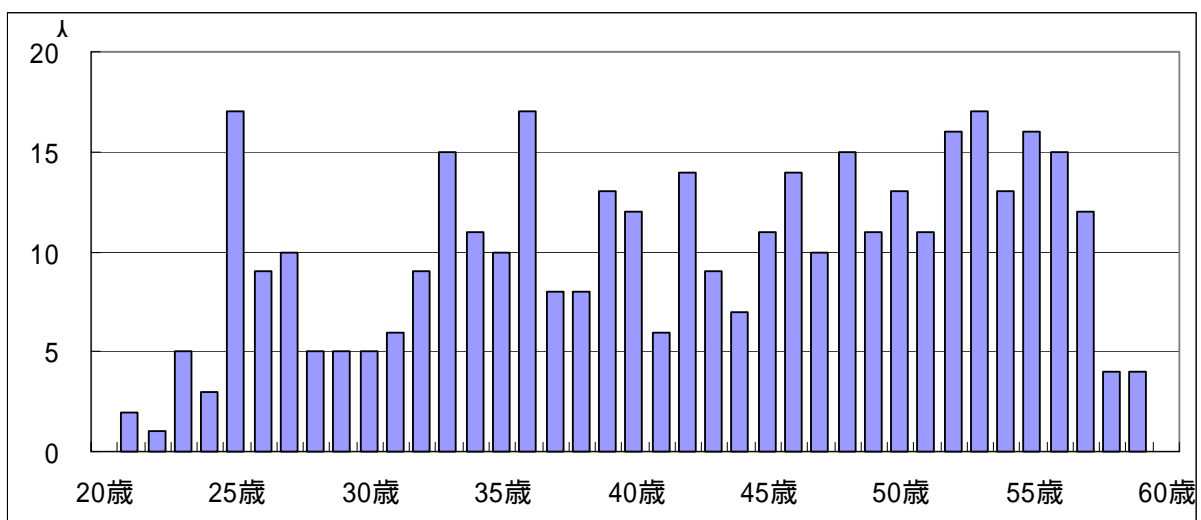
引き続き、指定管理者制度、PFI事業の導入など施設運営等の民間委託を進め、民間でできることは民間に委ねて事業の効率化を図ります。また、施設の統廃合の検討を進めて、業務の効率化と職員数の削減を目指します。

事務事業の見直し

事務事業や定型的業務について、職員が担うべき業務か、又はアウトソーシングできる業務かを検討し、人的資源の重点的配置と、再任用制度や任期付職員制度などの運用・検討により、職員数を削減しつつ、市民サービスの維持向上を図ります。

【職員の年齢構成（普通会計）】

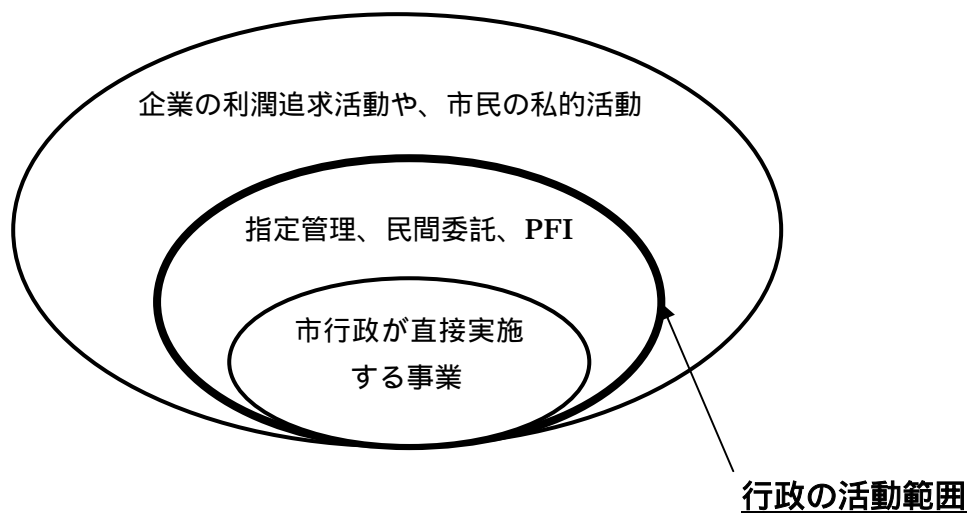
平成19年4月1日現在



(2) 事務事業の見直し

行政の責任領域の見直しと活動範囲の明確化

分権型社会においては行政と民間、NPO 法人等が信頼関係の上にそれぞれが担うべき役割を整理し、協力関係に基づくまちづくりを進めることが重要になってきます。時代の流れとともに、行政の担うべき公共の姿も変化し、民間市場の成熟化、ボランティア活動や NPO 活動の活性化等、今や行政だけが公共サービスの担い手ではなくなっているからです。限られた資源を、効果的に行政ニーズに対応させるために、加西市においても市行政の責任領域のあり方を見直し、市場原理に委ねるほうが適当なもの、NPO 活動等の特性を生かし活用すべきものなどを的確に判断し、行政の肥大化を防ぎます。

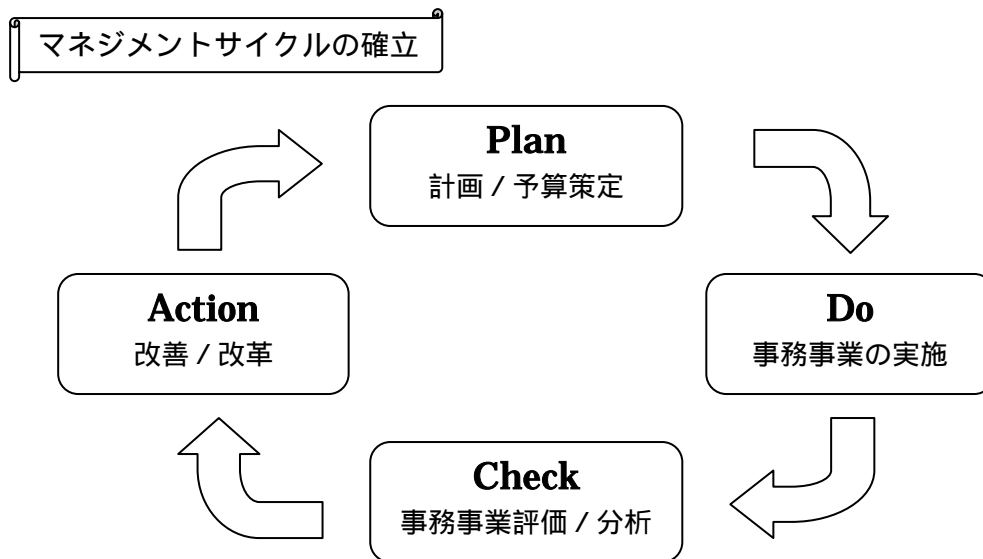


【市の事業活動範囲の明確化】

加西市の事務事業の見直しについては、「必要性」・「公共性」・「税金の投入」などの観点から見直し、適正と判断されたものを行政の活動範囲と定め、その中でも可能な限り民間委託、PFI 等、縮小・廃止も合わせて検討していきます。

行政評価の推進

逼迫する財政状況を背景に早期の財政再建は必要ですが、画一的に事業の縮小・廃止を進めればよいというわけではなく、市民にとって本当に重要な施策とは何かを考え、必要な事業には投資し、行政の活動範囲ではない事業については縮小・廃止するなどの取捨選択をしなければなりません。また、事務事業の見直しの際には十分な議論と公正に評価するための基準が必要であり、その結果、限られた財源を有効に活用するために、行政がする事業として不必要なものはスクラップし、新たに必要な事業にその貴重な財源を移すことが必要です。



事務事業評価をするためには、まず業務活動の現状を評価・分析し、その結果を改革・改善等に役立てるための、マネジメントサイクルの確立が必要です。事業実施後、「その事業が効率よく実施されかどうか」、「目的は十分に達成できたか」、「改善点は何か」、「継続は必要か」等、客観的に精査し、市民の視点から事業のサイクルとその成果が見える形にしなければなりません。また個別事業を細かく精査すると同時に、市の施策を大局的に捉え加西市の行政活動の方向性を検証し、まとまりのある施策を打ち出すことも必要です。そして市民と行政の健全なパートナーシップを築くために、事務事業評価を通じて行政活動の説明責任を果たしていくことも大切に考え、実行していきます。

事務事業評価は以下の観点から精査いたします。

行政活動範囲

採算性・代替性の可能性を模索し、官民の役割分担が適正であるかどうかを判断する。

他団体の事業実施状況との重複の有無を精査し、民間市場で十分に供給されている事業については廃止する。

事業の目的・内容

目的の明確化を行い、事業の執行内容・手法がその目的に沿って実施されているか、またサービスの内容が過剰若しくは不足していないかどうか、適正なサービス量であるか等を判断する。

事業の必要性

市民ニーズが十分に存在しているかどうかを判断する。

事業を縮小、廃止した場合の影響について考察する。

事業の経済性・効率性

費用対効果の検証。同一の活動実績、経年比較や類似事業との比較を用い、効率性を判断する。

類似事業との連携により効率性の向上を図る余地があるのかどうかを判断する。

公民連携 PPP の推進

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは行政と民間が連携し、地域の経済振興に有用な事業の形態を模索するものであり、先進国においては公共施設等の民営化が進む中、共通の流れとなっています。行政と民間が一つの事業の中で役割を決め、お互いの長所を生かし短所を補い合うことで、さらに市民ニーズに即した形のサービスの提供が期待できます。また PPP とは一つの事業形態を指すものではなく、指定管理者制度や PFI 事業、市場化テストなどの様々な形態があり、施設の運営や事業展開に最も見合った手法を選択することが重要になります。

指定管理者制度の活用

平成 15 年度の地方自治法改正により、公の施設の管理運営について、それまで公共団体またはその外郭団体に限られていた管理委託制度が改められ、新たに指定管理者制度が創設されました。市より選定された管理者が、低コストで柔軟性に富んだ運営を行うことにより、行政の財政負担の軽減と市民サービスのさらなる向上を図ることが可能となります。加西市においては前期 5 カ年中より制度活用に取り組んでおり、後期 5 カ年においても制度の推進に努めながら公共施設の性格等、特徴を踏まえ、以下の点に留意しながら管理運営者に対して適正な指導に努めます。

- ・税金等により建設された施設であることを十分に認識し、利用者であり本来の所有者である市民の意向に沿った運営に努める。
- ・定期的な収支報告により、市による運営状況の把握と適正な監査を行う。
- ・期間を 3 年と定め、常に変化する行政ニーズに即した事業者を選定する。

PFI 事業の検討

PFI 事業とは、公共施設の建設・運営等に、民間の資金とノウハウを活用する新しい公共事業方式です。平成 11 年度に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」が施行され、現在では国と地方において急速に拡大しつつある事業形態で

す。PFI 事業により期待される効果は、良質で安価な公共サービスの提供と、民間の行政分野への参入機会を創出することで経済を活性化させることができ、公共サービスの提供における行政の関わり方を改革することが可能となります。

市場化テストの検討推進

市場化テストとは、一つの事業に対して行政と民間が公平な条件で競争入札に参加し、そのうち質と価格で最も優れた者がサービスの提供を担うという官民競争入札制度であり、平成14年度に政府の規制改革・民間開放推進会議で提案され、平成18年度から本格的に導入が始まりました。

従来、官業とされてきた行政サービスの分野を民間に開放することで、民間にはビジネスチャンスが広がるとともに、行政にとっても民間のマーケティング力を活用した事業を展開することが可能となり、双方が切磋琢磨し市民ニーズによりよい形で対応していける利点があります。この制度は「民間ありき」という考え方ではなく、行政と民間が平等の立場から競争し、お互いを研鑽し合うための制度であり、その目的は市民ニーズの的確な把握と提供にあります。民営化との違いは、最終的な責任が行政にあるところであり、競争の結果、民間に委ねられた事業の運営についても第三者機関の厳正なチェック機能を以って行政の責任を果たすことが必要となります。

加西市では、PPP に関して前期5ヵ年計画中より積極的に検討し取り組んでいます。引き続き、後期5ヵ年計画中においても客観的に事業を評価し、適当とされる事業についてはこのような制度の積極的活用を推進していきます。

(3) 歳入の確保

税収の確保と新たな財源の検討

将来にわたり安定的な行政運営を行う上で必要不可欠なものは、歳出の徹底的な削減・抑制と、もうひとつは歳入の確保と新たな財源の検討です。歳入に関しては国からの税源移譲により、平成19年度において市税の増加は見込めますが、それに伴い地方交付税や補助金等が大幅に削減されるため、加西市の財政状況は依然として厳しい状態が続くと考えられます。

元来、行政は公共を担う立場から営利活動を目的とはしていません。しかし、近年の分権化において必要な歳入は自助努力により賄うことを要請されており、健全な財政を維持するために歳入の確保に努めることが非常に大切になってきています。

市税収入の確保

現在、加西市の歳入に占める税収の割合は35%程度に及びます。景気低迷により減少傾向にあった税収は、税源移譲により増加しましたが、これからますます少子高齢化が進むにつれて、労働人口が減少し、税収の確保は年々難しくなることが予測されます。しかし安定的な財政基盤の確立には市税収入の確保に努めることが最も重要であり、徴収強化を図り、財源の確保に努めなければなりません。

税収の多くは、その市の人口や企業数等に比例して増減していきます。そのため税収の確保には、住みやすいまちづくりに努め人口の流出を防ぐ努力とともに、地場産業の発展や新たな企業の積極的誘致など、地域経済の活性化を図る工夫が必要不可欠です。

収入未済額の縮減

加西市には依然として市税の収入未済額が多くあり、財政収入の一部が阻害されています。後期5ヵ年計画においては、課税の公平性・中立性・普遍性を堅守するために前期5ヵ年計画期間以上に、滞納者に対しては厳正な対応で臨み、納税は国民の義務であるという啓発活動とともに、徴収率の向上と収入未済額の縮減に尽力いたします。

使用料・手数料の見直し

使用料・手数料等については、行政サービスにかかるコストを明らかにし、受益者である利用者の負担と、利用者の負担では賄いきれない部分に対する税負担のあり方について検討し、市民間の公平の原則に立って、受益者負担の適正化を図ります。その際には、「本来どのような処理にどのくらいの費用が必要なのか」、「現在、市民の負担はどの程度に及ぶのか」など、金額・割合等、数字的根拠を示し、市民の理解が得られる形で適正化に取り組んでいきます。

また、各種の減免制度についても、市民負担の公平性の原則に基づいて見直しを行います。

遊休資産の活用

市財産の未利用地の放置は、不法投棄の誘発やインフラ整備の劣化など、悪循環による不必要な支出を招く要因となる場合があります。そこでひきつづき後期5ヵ年計画においても、普通財産として保有している市有地のうち未利用地については、現状を的確に把握し有効活用や賃貸、または売却処分を行い増収につなげます。具体的には、消防署跡地、市営住宅跡地の売却を行う予定であり、その他遊休資産についても効率的な運用に努めます。公共用地であることを念頭に、その売却の際には必ずしも営利だけを目的とせず、その後使用される形態が公共の福祉の向上に資することを最終目標とし、売却等、有効利用に力を注ぎます。

(4) 公共施設の統廃合

将来的な視点と計画

公共施設は市民の生活基盤を支えるうえで非常に大切な役割を果たしており、加西市においても、活力ある地域づくりと市民福祉の増進のためのさまざまな活動拠点となっています。しかしながら、少子高齢化の進展など人口構成の変化や厳しい財政環境等、社会経済環境が大きく変化していく中で、需給ギャップの発生、設置意義の希薄化、利用率の低下等、公共施設を取り巻く環境は、市民ニーズに即して変化しつづけ、行政改革等の取り組みに対応した施設の運営が必要となってきています。

後期5ヵ年計画中、多くの施設において建替や耐震強度化、機能更新の時期を迎えるにあたり、施設の統廃合、他用途への転用、地域への移譲や運営方法の変更等、利用者ニーズに即応した柔軟で弾力的な経営管理が必要であると考えます。公共施設が市民にとって利便性の高いものであるために、引き続き、より質の高いサービスの提供を目的としながらも、財政再建計画に照らし合わせ、将来を見据えた計画の策定及び運営が課題となっています。

パブリックアセットマネジメントの活用

「アセットマネジメント(資産の運用)」とは、個人や法人の資産ポートフォリオ(資産構成)を最適配置し、その価値を最大化しようとする金融業界の手法の一つです。近年、この概念が公共施設にも適用されるべきだという考え方があります。公共施設の場合には、その特性や性格から「売却」や「運用」という概念がそぐわない面もありますが、市民の税金を原資としているため、その活用の際には安全性や利用者満足を維持しながら、いかに長期的な費用を縮減するかが課題となっています。そこで、行政が長期的な視野に立ち、すべての公共施設について経営的視点から総合的に企画・管理・活用・処分する取り組みが必要であり、市民の福祉の向上と財政の健全化につなげる選択をしていかなければなりません。

(5) 投資的経費の抑制

事業の重点化と縮減

後期5ヵ年については、厳しい財政状況を鑑み、投資的経費に充当する一般財源を7億円以下とし、事業実施計画を定めます。新規事業については、市債の発行も抑制され財源措置が難しいことから、緊急度・必要性・費用対効果を検討し事業の重点化を図り、優先度の高いものから計画的に実施していきます。また、既存の事業においても、国・県の補助金の有無に関わらず、休止・計画の変更等の見直しを図り、より一層の歳出削減に努めていきます。

(6) 公債費の抑制

新規発行の抑制と繰上償還制度の活用

後期5ヵ年計画を進める上で、公債費の抑制は最も重要な課題の一つとなります。

地方債制度に関しては、平成18年度に「許可制」から「協議制」に移行され、従来の指標に変わり、新たな指標として実質公債費比率が導入されました。

加西市ではこの指標が平成18年度決算において21.1%であり、地方債同意基準の18%未満を超えているため、起債する条件として公債費負担適正化計画の策定と、県の計画承認及び起債許可が必要となっています。この計画では、投資的経費にかかる新発債を4億円以下に抑制することを掲げており、後期5ヵ年も引き続き公債費の抑制に努めるとともに、公的資金については繰上償還制度を活用し将来にわたる公債費負担の軽減を図っていきます。

【公債費負担適正化計画】

実質公債費比率の見通し（平成19年度見直し後）

	初年度 H18	第2年度 H19	第3年度 H20	第4年度 H21	第5年度 H22	第6年度 H23	第7年度 H24	第8年度 H25
単年度	21.6	24.1	23.2	20.8	19.8	17.9	16.3	13.2
3ヶ年平均	19.0	21.1	22.6	22.9	22.7	21.2	19.4	17.9

一般会計の公債費は平成19年度をピークに減少していきますが、下水道事業債の償還は平成24年度まで増加していきます。単年度の実質公債費比率は平成19年度がピークになりますが、3ヶ年平均の実質公債費比率は平成21年度がピークになる見込みです。

公債費負担適正化計画の基本方針

平成25年度に実質公債費比率が18%を下回るように、毎年度の市債発行の限度額（臨時財政対策債を除く）を4億円以下に設定します。この方針により平成24年度までは、徹底した既存事業の見直しと新規事業の抑制を行うとともに、交付税算入率の高い有利な地方債を活用して起債事業を実施します。

下水道事業については、使用料の適正化を図り、基準外の繰出金を抑制することにより、準元利償還金の増加を抑えます。

計画の点検と見直し

実質公債費比率が18%未満になるまで毎年度計画の点検と見直しを行います。

実質公債費比率は、翌年度の起債許可に係る判断指標とされるために、H15～H17年度の3ヶ年平均を「H18」の欄に表示している。以下同じ。

(7) 行政経営システムの確立

NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)理論に基づく行政経営システムの確立

厳しい財政状況が続く中、施策拡大型の行政から施策精選型の行政への転換が求められ、前例踏襲的な施策展開から脱却し、市民の視点に立った部局横断的な施策の展開が必要になってきています。前期5ヵ年計画より、最小の経費で最大の効果を得ることを基本に、費用対効果の検証など、行政の効率化に向けて取り組んできましたが、後期5ヵ年計画においてはさらに精査された行政経営システムの確立を図っていきます。

NPM理論に基づく行政経営システム

民間企業の経営手法等を可能な限り公的部門に導入しようというNPM理論は、行財政の現場で形成されたマネジメント理論です。地方自治体を中心に取り組まれている公会計改革の推進、政策評価・事務事業評価制度の導入などはNPM理論に根ざしたものであり、民間における自由な経済活動を尊重し、公的部門の効率性や有効性の向上に向けて積極的にその経営手法を取り入れることを目的としたものです。

*** 裁量権の拡大の検討 ***

従来は、規則や運営等によって行政のサービスの提供方法が統制され、市民のニーズに必ずしも迅速に対応できていなかった現状があります。そこでこのような問題を解決するために、可能な限り裁量権を直接行政サービスの提供を行う部局に与えることで、これまでの「行政がサービス内容を決定し市民に提供してきた形」から、「市民のニーズに沿って行政がサービスを提供する形」への変化が望めます。

*** 市場原理の活用 ***

民営化、外部委託(アウトソーシング)、PFI制度など、公的部門に市場原理の導入と活用を図ります。単に従来の行政に対して市場原理的発想を当てはめるのではなく、制度やサービス提供方法の見直しを図りつつ、公的部門に対する外部資源等の投入の促進と、事業運営への民間手法の導入を図ります。その際には官民の役割分担と責任領域の明確化など、責任の所在については適正に管理していかなければなりません。

*** 統制基準見直しの検討 ***

これまで行政が取り組んできた外部委託等においては、行政サービス提供に関する統制基準はルールドライブ型のままに、その実務のみを民間に委ねるという形でした。このためコスト削減には効果があっても、サービスの有用性の向上には資することができていないのが現状です。その反省点を生かし、外部委託、PFI等の導入を図る際には、NPM理論に基づき市民のニーズを基本として事業が形成されるミッションドライブ型の統制基準を再構築する必

要があります。いわゆる、従来の行政管理型統制から、市民（顧客）主義の統制への転換を検討していきます。

パブリックコメントの実施

市民の声が行政評価に反映されることによって、市民に信頼された行政が実現できます。そのためには、行政が市民の声をタイムリーに汲み取る機会を設けることが必要であり、行政の意思決定過程の公平性確保と透明性の向上を図る上でも重要な役割を担うものとなります。市民が望むまちづくりや住環境づくりに対応するために、さらなる市民参加型の行政づくりに向けて、後期5ヵ年計画中においても機会ある毎に積極的にパブリックコメントを実施していきます。

公会計改革の推進

行政活動の多様化や厳しい財政状況等を背景として、市行政が市民に対して、税財源の使用状況や資産・負債の状況を分かりやすく開示し、説明責任を果たす必要性が高まっています。また財政活動の効率化・適正化を進めるうえでも、財務情報の充実を図りその活用を進めることが重要となっています。費用や便益に関する客観的な情報を活用して歳出の合理化を進めるとともに、事業の将来コストや予算の執行実績の状況を的確に把握し、それを予算の編成に生かせるよう改革を推進していきます。

（8）公営企業の経営健全化

自立性の強化と活性化

公営企業とは公共サービスを提供する企業であり、上水道事業や下水道事業、病院事業等、市民に必要不可欠なサービスを安定的に供給する使命があります。しかし、現在加西市の公営企業については、一部その経営のための財源を事業収入だけでは賄いきれず、一般会計繰入金にも依拠しています。そのため、毎年一般会計にとっては大きな負担になっており、各会計の経営改革が喫緊の課題となっています。後期5ヵ年計画中においては各会計の自立性の強化、事業の活性化を目標に早期の経営健全化に向けて努力いたします。

地方公営企業のうち、次の2事業については特にその財政状況が厳しく、後期5ヵ年計画期間においては早急にその改善を図らなければならない事業となっています。各事業の抱える諸問題を分析し、民間委託、負担適正化など事業の公共性と経済性のバランスを考慮しつつ、迅速に経営改善に努めなければなりません。

下水道事業

下水道事業については、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的に平成3年度より事業が進められてきましたが、現在、以下の点等により経営状況が非常に厳しくなっています。

平成20年度事業完了という短期間での整備のため事業費が集中したこと。

流域下水道以外の多くの処理場の建設及び運営費が負担となっていること。

民家が市内に点在するために管路整備の効率が悪く事業費が高騰していること。

下水道整備後において農村部での水洗化に時間を要していること。

【改善のための具体的計画】

*** 増収対策 ***

< 未収金対策と水洗化の促進 >

未収金徴収業務を民間委託しましたが、引き続き未収金の回収を強化するとともに、水洗化普及促進員を配置し水洗化の促進に努めます。

*** 経費削減 ***

< 電話回線使用料の見直しと施設の省力化・資本投下の抑制 >

事務所とマンホールポンプを結ぶ電話回線（約270回線）の使用料の見直しを行い経費の削減に努めます。また、施設の省力化を進めるとともに、公的資金の補償金免除繰上償還制度の活用により、企業債の利子負担の軽減化に努めます。

病院事業

病院事業においては、病院医療の質と病院機能の向上、患者サービスの向上を目的に、市民が安心してより良い医療を受けられる体制づくりを日々目指しています。しかし、勤務医不足やそれに伴う病棟閉鎖、診療機能の縮小などが連鎖し、入院患者数が減少傾向にあり、諸問題に係る経営環境の悪化により経営状況は大きく影響を受けています。

【改善のための具体的計画】

*** 増収対策 ***

< 常勤医師の確保と診療報酬体系の整備 >

常勤医師の確保は安心の医療を提供するうえでも、経営改善を図るうえでも必須条件であり、勤務条件等改善を図りながら早急に対応していきます。また後期5カ年中には、診療報酬の包括評価（DPC）及びクリティカルパスを導入し、急性期病院に必須の診療報酬体系を整備することで収益の向上を図ります。

*** 経費削減 ***

< 民間委託の推進 >

業務についてはサービスの質の向上を図りながらも可能な限り民間委託し、人件費、諸経費のより一層の削減を図ります。

改革改善項目(個別具体的項目)

(後期の改善項目について)

改善項目は当初計画では261項目を掲げ、改善に取り組んでまいりました。そして、予算編成時と決算確定時の年2回計画の点検と見直しの際に、随時、改善項目を追加し、平成19年度予算編成時には312項目になっております。このうち、前期において改善が図られたものについては、その効果が後期にも引き続き反映されるために、後期の改善項目には計上せずに、新たに平成20年度以降も効果額が見込めるものに限って後期の改善項目として計上しています。

1 人件費の抑制

(単位 千円)

NO	事業名	改革改善の方向、理由等	実施年度	効果額(一般財源ベース)	
				20年度	5年間計
1	人件費の削減	職員数、超過勤務手当、各種手当、昇給制度等を見直し削減を図る。	20	118,438	1,193,830
計				118,438	1,193,830

2 事務事業の見直し

(1) 給付、助成及び補助の見直し

(単位 千円)

NO	事業名	改革改善の方向、理由等	実施年度	効果額(一般財源ベース)	
				20年度	5年間計
2	交流促進委託料	段階的に削減する。	20	600	4,200
3	地元協力費	事業の意義を踏まえ、削減する。	20	100	2,800
4	林道畑線、緑化資材置場 清掃事業	削減する。	20	12	60
5	農業団体育成事業補助金	段階的に削減する。	20	5	310
6	無形文化財伝承活動補助金	削減する。	20	12	96
7	自主防災資機材補助金	削減する。	20	50	250
8	いきいき学校応援事業委託	単価を削減する。	20	17	85
9	学校等誘致補助金	交付期間終了により廃止する。	21	-	7,600
10	高校・大学入学支度金貸付制度	廃止する。	20	380	1,900
計				1,176	17,301

(2) 民間委託の推進

(単位 千円)

NO	事業名	改革改善の方向、理由等	実施年度	効果額(一般財源ベース)	
				20年度	5年間計
11	リサイクルセンター処理業務	全面民間委託を検討する。	24	-	3,000
12	ごみ収集業務の委託推進	収集委託範囲を拡大する。	21	-	43,200
13	し尿収集業務の委託推進	民間委託を順次進める。	20	11,750	38,830
14	斎場の火葬業務	民間委託又は指定管理者への移行を図る。	22	-	2,130
計				11,750	87,160

(3) その他事務事業の見直し

(単位 千円)

NO	事業名	改革改善の方向、理由等	実施年度	効果額(一般財源ベース)	
				20年度	5年間計
15	嘱託職員賃金の削減	退職不補充により削減する。	20	5,330	132,109
16	土地借上げ料の適正化	地価情勢、公用地取得単価、必要性を踏まえ、適正化に努める。	契約更新時	-	1,466
17	市議会議員選挙、市長選挙	時間外手当、人員の抑制により経費削減を図る。	23	-	2,210
18	ランドマークのライトアップ	経費削減のため点灯時間等検討する。	20	65	325
19	学術調査委託	22年度完成により以降廃止する。	20	7,000	44,000
20	加西市史	22年度完成により以降廃止する。	20	3,931	40,655
21	マイクロバス運行業務の見直し	運行日数、走行距離の削減	20	226	1,130
22	公債費の繰上償還	補償金なしの繰上償還の制度を活用し、高利率の市債を低利なものに借り換える	20	1,063	55,203
23	国保繰出金	事務費の5%を削減する	20	753	3,765
24	教育課程研究事業	毎年度見直しを行う。	20	32	160
25	教職員成人病検診	毎年度見直しを行う。	20	54	270
26	教育情報システム保守委託料	スポット修理に変更する。	20	2,786	13,930
27	観光事業自転車管理委託	利用者が非常に少ないため廃止する。	20	35	175
28	改革マニフェストにおけるコストダウン(電気料金削減)	目標設定し、削減を行う。	20	2,200	11,000
29	公民館ピアノ調律	隔年に実施する。	20	-	150
30	地方自治研究機構賛助会負担金	会員を脱退する。	20	30	150
31	パソコン一括リース更新	毎年一定の時期に一括してリース更新を行う。	20	6,257	31,285

(単位 千円)

NO	事業名	改革改善の方向、理由等	実施年度	効果額(一般財源ベース)	
				20年度	5年間計
32	市内たばこ消費等促進費	市内でのたばこ購入を促進するための物品等の購入を縮小、廃止する。	20	126	1,134
33	全国青年市長会負担金	廃止する。	20	30	150
34	旅費日当、宿泊料の削減	県内に出張した場合の旅費日当を廃止し、宿泊費を11,000円に減額する。	20	2,099	10,495
35	コピー単価の減額	新機種導入によりコピー単価の減額を図る。	20	2,965	7,155
36	複合機の導入	プリンターから複合機へ移行することにより印刷費の削減を行う。	20	1,614	3,228
37	バーコード郵便の導入	郵便物にバーコードを付加し、郵便料金の割引を適用する。	22	-	7,200
38	作業服の貸与期間の見直し	一般事務職への作業服貸与期間を3年から5年に延長する。	20	46	230
39	基幹システムのオープン化	基幹システムを汎用機からオープン系サーバーに移行することにより経費削減を行う。	20	19,367	42,735
40	OAソフトの見直し	マイクロソフトオフィス系をオープン系オフィスソフトに変更する。	20	2,000	10,000
41	インターネット、パソコン講座の講師料	外部の専門講師に代わり職員が講師をすることにより講師料を削減する。	20	180	900
42	保育所検便手数料	給食調理従事者のみ実施する。	20	406	2,030
43	街路樹管理委託料	経費節減のため削減する。	20	257	1,285
44	松くい虫防除事業	奨励部分の対象面積を減らす。	20	476	2,380
45	耐震改修促進計画策定業務	職員で策定業務を行う。	20	2,000	2,000
46	自動ドア保守点検委託料	経費節減のため廃止する。	20	128	640
47	ごみ減量化	ごみ減量に伴う処理費等を削減する。	20	10,608	88,400
48	大型救助器具点検料	点検回数を縮小する。	20	81	456
49	電気保安委託料	小・中・特別支援学校の電気保安業務を集約化し、委託料の削減を行う。	20	386	1,930
50	図書館情報システム	リース終了後も引き続き使用する。	20	15,385	46,155
51	現地調査時の自動車借上げ	経費節減のため削減する。	20	18	90
52	法規加除の整理	経費節減のため整理する。	20	50	250
計				87,984	566,826

事務事業の見直しについては、今後も改善項目を追加し、経費の削減に取り組んでいきます。

3 歳入の確保

(単位 千円)

NO	事業名	改革改善の方向、理由等	実施年度	効果額(一般財源ベース)	
				20年度	5年間計
53	収納率の向上	滞納整理の強化、徴収の強化等により、収納率を0.4ポイント向上させる。	20	24,000	120,000
54	徴収事務	徴収強化週間における夜間徴収の強化と時間外勤務手当の抑制のためフレックスタイム制を導入する。	20	630	3,150
55	受益者負担の適正化	公共料金について受益者負担の適正化を図る。	20	6,420	32,100
56	市有地の有効利用	遊休資産の売却、賃貸を行う。	20	92,294	94,310
57	保育料、入園料の適正化	国の基準に準じ適正化を図る。	20	29,626	148,130
58	ごみ処理(指定袋制)	ごみ排出量に応じた受益者負担の導入のため、シール制を指定袋制に移行する。	20	31,970	159,850
59	ごみ無料券の印刷	指定袋制移行により削減する	20	1,629	8,145
60	広告料収入	広報、インターネット等に広告を掲載し、広告料収入を得る。	20	2,023	10,115
61	行政財産使用料	行政財産を使用許可した際に使用料を徴収する。	20	1,300	6,500
62	し尿収集手数料・汚液処理施設使用料	手数料及び使用料の見直しを行う。	20	56,100	236,200
63	クリーンセンター持込み処理手数料	廃棄物処理手数料の見直しを行う。	20	42,782	204,213
64	斎場使用料	斎場使用料の見直しを行う。	20	4,004	20,020
計				292,778	1,042,733

歳入の確保については、地場産業の育成や企業誘致を図り、収入アップに努めます。

4 公共施設の統廃合

(単位 千円)

NO	事業名	改革改善の方向、理由等	実施年度	効果額(一般財源ベース)	
				20年度	5年間計
65	保育所	経費削減及び少子化を踏まえ施設を統合する。	23	-	20,802
計				-	20,802

5 投資的経費の抑制

(単位 千円)

NO	事業名	改革改善の方向、理由等	実施年度	効果額(一般財源ベース)	
				20年度	5年間計
66	投資的事業の中期実施計画	一般財源7億円以下で事業計画を策定する。	20	-	-
計				-	-

改革改善による効果額と改善後の収支見通し

平成20年度から平成24年度までの5年間で約46億円の収支不足が見込まれます。それに対して人件費の削減、事務事業の見直し、歳入の確保等の財政健全化対策を着実に実施し、各年度の改善目標額を達成することで、5年間で約29億円の財源不足を解消し、更に不足する約17億円は財政調整基金等の繰入により対応することになります。平成24年度には基金の取り崩しをせずに収支の均衡が図れるように努めます。

(単位：百万円)

		H18決算	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計(20~24)
歳入	市 税	6,226	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	33,500
	地 方 交 付 税	4,272	3,952	4,042	3,948	3,895	3,914	3,943	19,742
	譲与税・交付金	1,663	1,139	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	5,650
	その他の収入	861	781	568	568	568	568	568	2,840
	計 A	13,022	12,572	12,440	12,346	12,293	12,312	12,341	61,732
歳出	人 件 費	3,321	3,302	3,397	3,465	3,543	3,622	3,674	17,701
	扶 助 費	816	873	882	891	900	909	918	4,500
	公 債 費	2,384	2,460	2,408	2,223	2,075	2,012	1,961	10,679
	物 件 費	1,467	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591	7,955
	投資的経費	518	479	700	700	700	700	700	3,500
	下水道事業繰出	1,662	1,839	1,847	1,758	1,770	1,653	1,644	8,672
	病院事業繰出	550	600	600	600	600	600	600	3,000
	そ の 他	2,148	2,164	2,146	2,134	2,100	2,051	1,931	10,362
	計 B	12,866	13,308	13,571	13,362	13,279	13,138	13,019	66,369
歳入歳出差引 (A - B) C	156	736	1,131	1,016	986	826	678	4,637	
改革改善額計 D			512	441	520	655	800	2,928	
人件費の抑制			118	133	203	306	434	1,194	
給付・助成・補助の見直し			1	4	4	4	4	17	
民間委託の推進			12	9	12	24	30	87	
その他事務事業の見直し			88	100	111	126	142	567	
歳入の確保			293	195	190	185	180	1,043	
公共施設の統廃合						10	10	20	
投資的経費の抑制								0	
差引収支額 (C + D)	156	736	619	575	466	171	122		
累積収支額			619	1,194	1,660	1,831	1,709		
基金取崩額 (財調+減債)	0	736	619	575	466	171	0		
基金残高計	3,319	2,678	2,014	1,394	913	736	730		
財政調整基金残高	1,788	1,262	643	68	0	0	0		
減債基金残高	653	582	582	582	184	13	13		
その他	878	834	789	744	729	723	717		

用語解説

基金

地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。

基準財政収入額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算出した額。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算出した額。

義務的経費

人件費・扶助費・公債費等、支出が義務付けられ、任意に削減できない経費。

行政コスト計算書

当該年度に実施された地方公共団体の活動実績に関する情報を、その活動に伴い必然的に生じるコストすなわち資源の消費という点に着目してコスト情報の形で把握することを目的に作成されるもので、企業会計における「損益計算書」に相当する。

繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。例としては、一般会計から公営事業会計・国民健康保険事業会計等に対し、建設費・事務費等の補助のために支出されるもの等がある。

減税補てん債

個人住民税等の減税に伴う、地方公共団体の減収額を補てんするために発行が許可される特例地方債。

実質公債費比率

公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すもの。この指標が18%以上の団体は引き続き地方債の発行に許可を必要とする。

地方交付税

地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合の額を国が地方公共団体に対して交付するもので、普通交付税と特別交付税がある。

地方財政計画

地方公共団体の財政運営上の指標となるものとして作成され、翌年度の地方公共団体の普通会計の歳入歳出総額の見通しを示したもの。毎年2月頃内閣府から国会に提出され発表される。

地方単独事業

地方公共団体が行政需要を満たすため、国から補助を受けることなく独自の経費で任意に実行する事業。

投資的経費

道路の整備や教育施設建設など、公共施設を整備するための経費。災害復旧のための経費も含まれる。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模をいう。

扶助費

生活保護法、児童福祉法などに基づき被扶助者に対して支給する費用をいう。

普通会計

一般会計と特別会計のうち、地方財政法施行令12条に掲げる事業に係る公営企業会計等を合算した会計区分で、加西市における普通会計は一般会計に有線放送電話特別会計と公園墓地整備事業特別会計を加えたもの。

補助費等

決算統計上における分析の1項目であり、報償費、役務費、負担金補助及び交付金、公課費等がある。下水道事業等の公営企業への繰出金もここに含まれる。

臨時財政対策債

地方財政法5条の特例として、地方一般財源の不足に対処するため発行され、投資的経費以外の経費にも充当可能な地方債で、その元利償還金相当額については、その全額を後年度基準財政需要額に算入することとなっている。